

<目 次>

総 論	1
第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
第2章 度会町の高齢者を取り巻く現状	3
1. 統計データからみる動向	3
2. 住民や団体への調査	7
3. 地域支援事業・高齢者福祉事業について	23
第3章 度会町高齢者施策の将来ビジョン	24
1. 基本理念	24
2. 施策体系決定のための基本的な視点	25
3. 施策の体系	26
各 論	27
第1章 介護保険サービスの見込みと介護保険料	27
1. 日常生活圏域について	27
2. 介護保険事業対象者の推計	27
3. サービスの利用実績と見込み	30
4. 各サービスの概要	33
5. 介護給付費・介護予防給付費の見込み	36
6. 介護保険料の設定	38
第2章 地域包括ケアシステムの構築・強化	42
1. 住み慣れた地域の中で支え合う仕組みづくり.....	42
2. 認知症高齢者への支援と予防対策の推進	45
3. 安心して健やかに暮らせる地域づくりの推進.....	50
4. 高齢者の生活を支援するサービスの充実	56
第3章 計画の推進に向けて	71
1. 各主体との連携	71
2. 計画の進行管理	73
資 料 編	74
1. 度会町介護保険事業計画等策定の経過	74
2. パブリックコメントの実施について	74
3. 度会町保健福祉事業計画策定委員会委員名簿.....	74

総論

第1章 計画の基本的な考え方

1. 背景と目的

わが国では平成 25 年には4人に1人が65歳以上となるなど、世界的にも類をみない早さで高齢化が進んでいます。厚生労働省の試算によると、高齢化率は平成 37 年（2025 年）までに 30%を超え、平成 54 年（2042 年）には 3,878 万人とピークを迎えるといわれています。

また、今後は高齢者の中でも特に 75 歳以上の後期高齢者人口の増加が顕著になるといわれており、平成 67 年（2055 年）には総人口に占める割合が 25%を超える見込みとなっています。そのため、高齢者世帯や一人暮らし高齢者世帯の増加、認知症高齢者の増加が深刻化し、さまざまな問題に対応していく必要があるため、介護保険制度や高齢者福祉の重要性はさらに高まっていくと考えられます。

こうした状況の中で、度会町では平成 24 年に策定された「度会町第5期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」（以下、前回計画）において、「地域で見守り安心して暮らせるまちづくり」という基本理念の達成のため、「健康の保持増進と介護予防の推進」「地域包括ケア体制の整備」「地域の支え合いの強化」「高齢者の積極的な社会参加の促進」という4つの基本方針の下に施策を進めてきました。

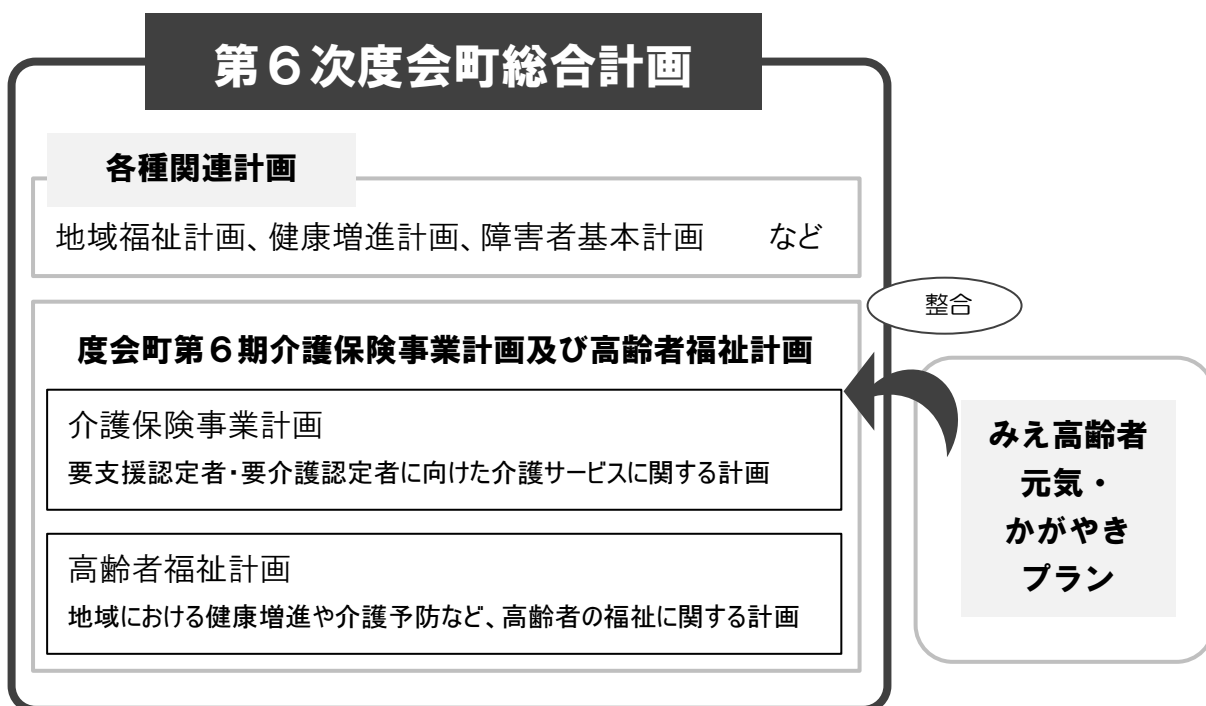
今回の計画策定にあたり、国では介護保険制度の主な改正点として、前回計画から考え方が計画内に盛り込まれていた「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」に関わるサービスを、一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」を具体的に構築していくことや、保険料の負担感の公平化などをあげています。

以上の動向を踏まえ、度会町では介護保険事業と高齢者福祉を計画的に推進し、高齢者の方が地域の中で安心して暮らしていくため、「度会町第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」（以下、今回計画）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

介護保険事業計画は介護保険法（平成9年法律 123号）第117条の規定に基づき、高齢者福祉計画は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づき、それぞれ策定するものです。

今回計画は、度会町のまちづくりの総合的な計画である「第6次度会町総合計画」を最上位の計画とし、各種関連計画や、三重県が策定する「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画）」との整合性を図りながら計画を策定します。



3. 計画の期間

今回計画は、平成27年度～平成29年度の3年間で1つの期間とする計画です。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
度会町介護保険事業 計画及び高齢者福祉 計画	第5期計画			第6期計画(今回計画)			第7期計画		
						見直し			

第2章 度会町の高齢者を取り巻く現状

1. 統計データからみる動向

(1) 人口

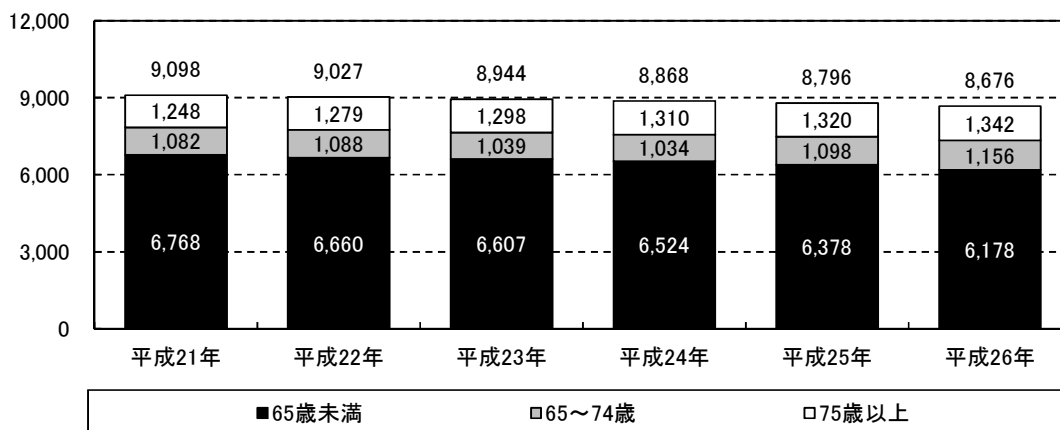
度会町の総人口の推移は、平成21年から平成26年にかけて422人減少しています。

度会町では、65～74歳の前期高齢者よりも75歳以上の後期高齢者人口が多くなっており、75歳以上人口は平成21年から平成26年にかけて94人増加しています。

年齢3区分別人口構成比の推移は、平成26年には75歳以上の後期高齢者人口割合が15.5%となっています。

■総人口の推移

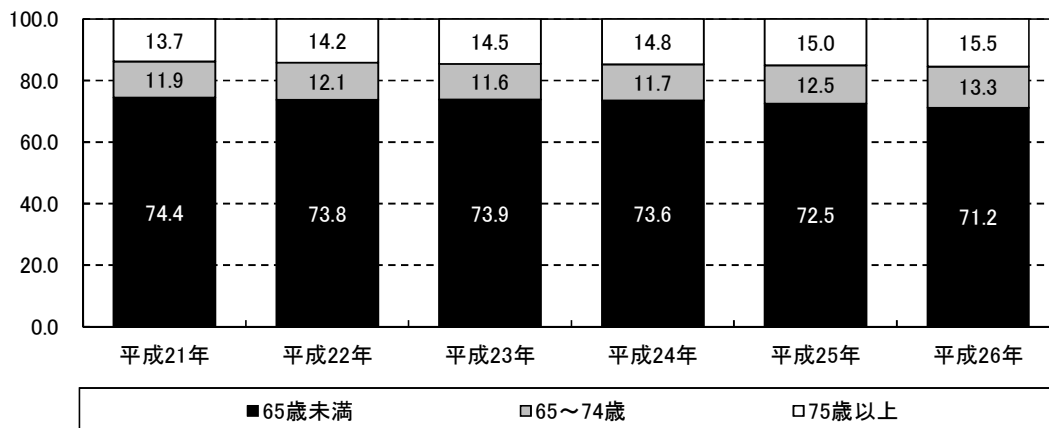
(人)



資料：度会町資料（各年3月末現在）

■年齢3区分別人口構成比の推移

(%)

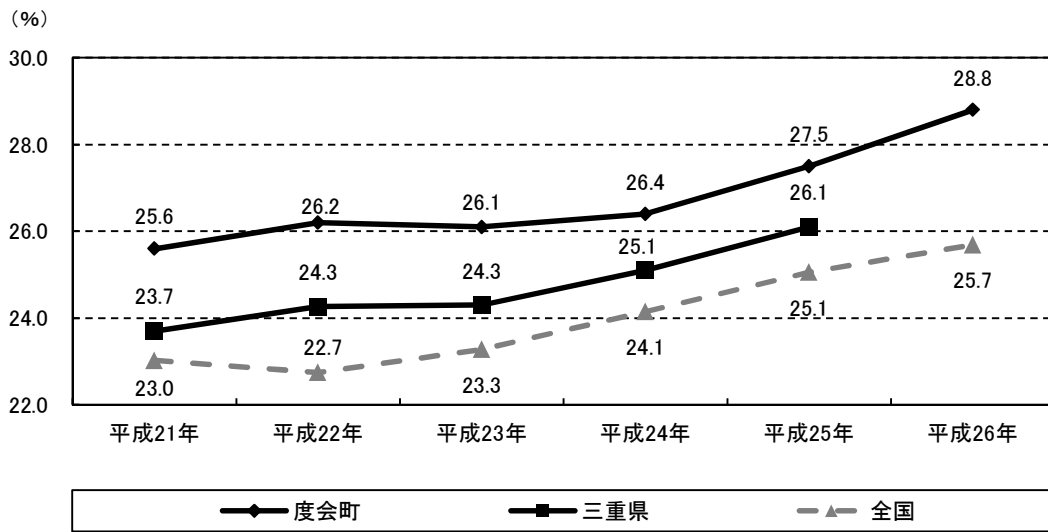


資料：度会町資料（各年3月末現在）

度会町の高齢化率を三重県や全国と比較すると、平成 21 年から平成 26 年にかけてい
ずれも全国や三重県にさきがけて高齢化が進行していることがわかります。

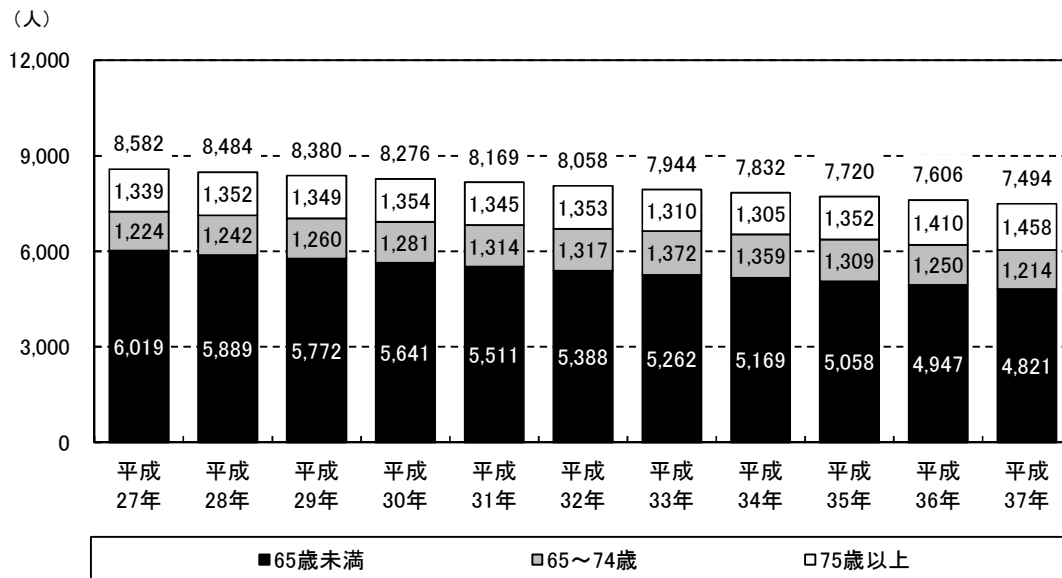
度会町の将来人口推計をみると、平成 33 年には総人口が 8,000 人を下回ると予想され
ています。また、全国的に団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる平成 37 年時点
では、度会町では 75 歳以上人口が 1,458 人となっており、総人口のおよそ 20%を占めて
います。

■度会町、三重県、全国の高齢化率の推移



資料：度会町⇒度会町資料（各年3月末現在）
三重県⇒三重県HP「みえDataBox」（各年10月1日）
全国⇒総務省統計局人口推計（各年10月1日、平成26年は6月1日現在）

■将来人口推計の推移



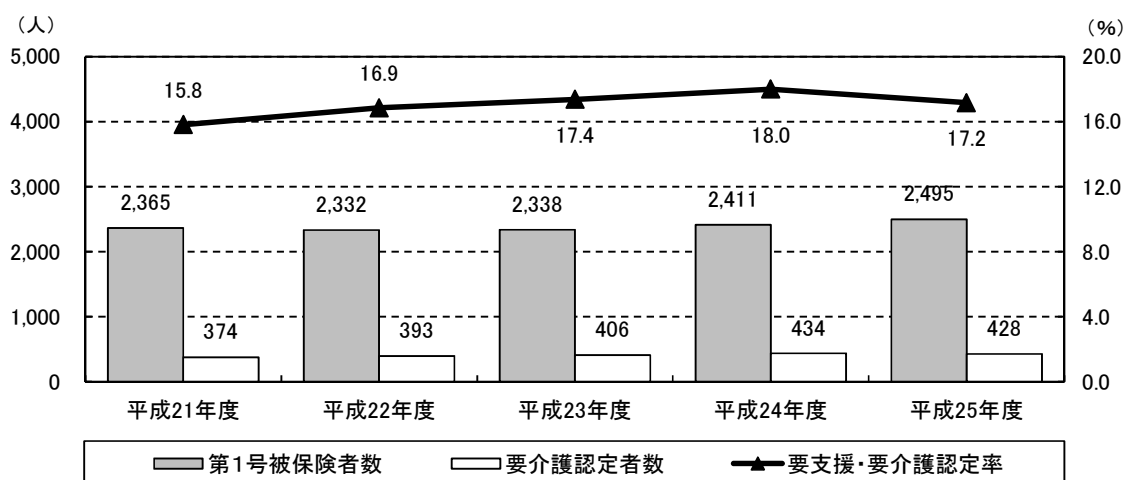
注：将来人口推計は、住民基本台帳の下にコーホート変化率法によって算出
資料：度会町資料（各年3月末現在）

(2) 要介護認定者の動向

高齢者の増加に伴って、第1号被保険者数も増加しています。また、要介護認定者数は平成21年度から平成24年度にかけて増加していましたが、平成25年度には若干の減少がみられます。

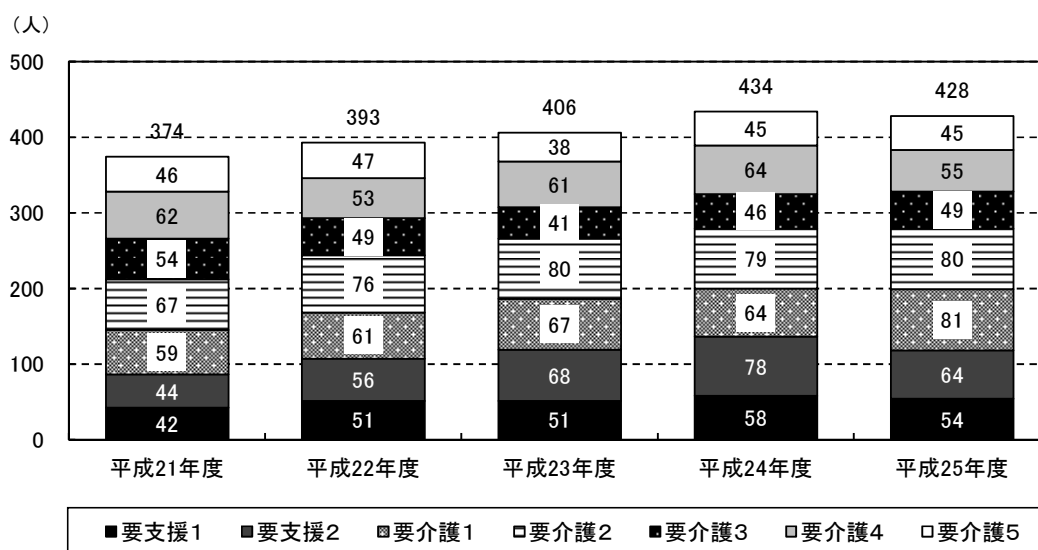
要介護度別認定者数の推移をみると、増減をしながら推移しているものの、平成21年度から平成25年度にかけて要介護1、2が多く、また増加する傾向にあり、今後要介護3以上の比較的中重度の人の増加につながってしまう可能性もあります。

■要介護認定率の推移



資料：平成21～23年度は介護保険事業状況報告、平成24～25年度は度会町資料
(各年度3月末現在)

■要介護度別認定者数の推移



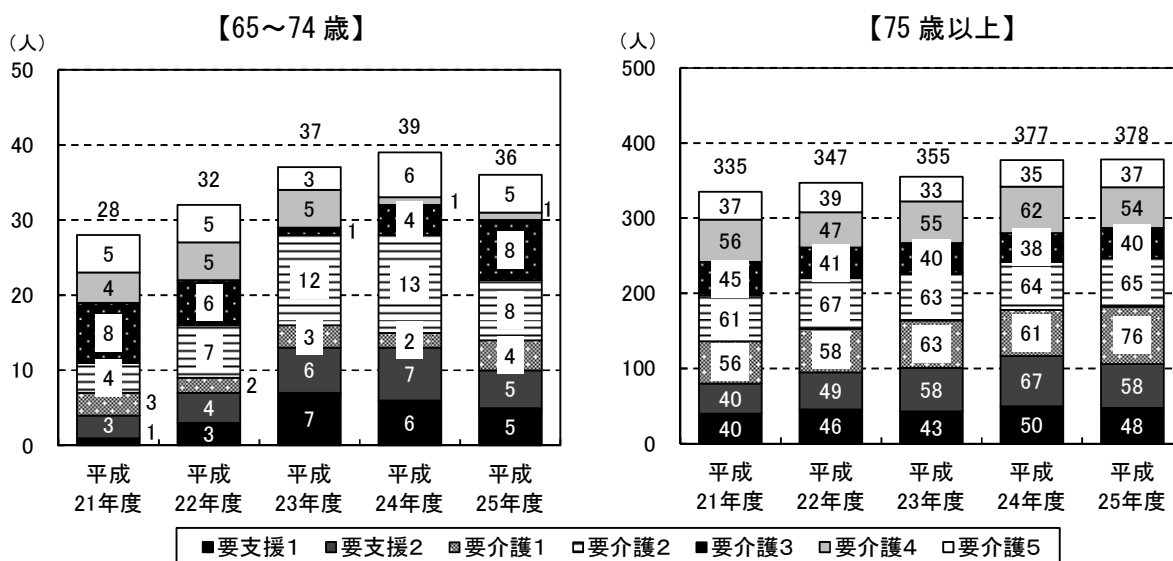
資料：平成21～23年度は介護保険事業状況報告、平成24～25年度は度会町資料
(各年度3月末現在)

(3) 第1号被保険者の要介護度別認定者数の推移

第1号被保険者の要介護度別認定者数の推移をみると、65～74歳の総数は平成21年度以降増加で推移し、平成25年度は前年度比で微減となっています。75歳以上の総数は平成21年度以降増加で推移しています。

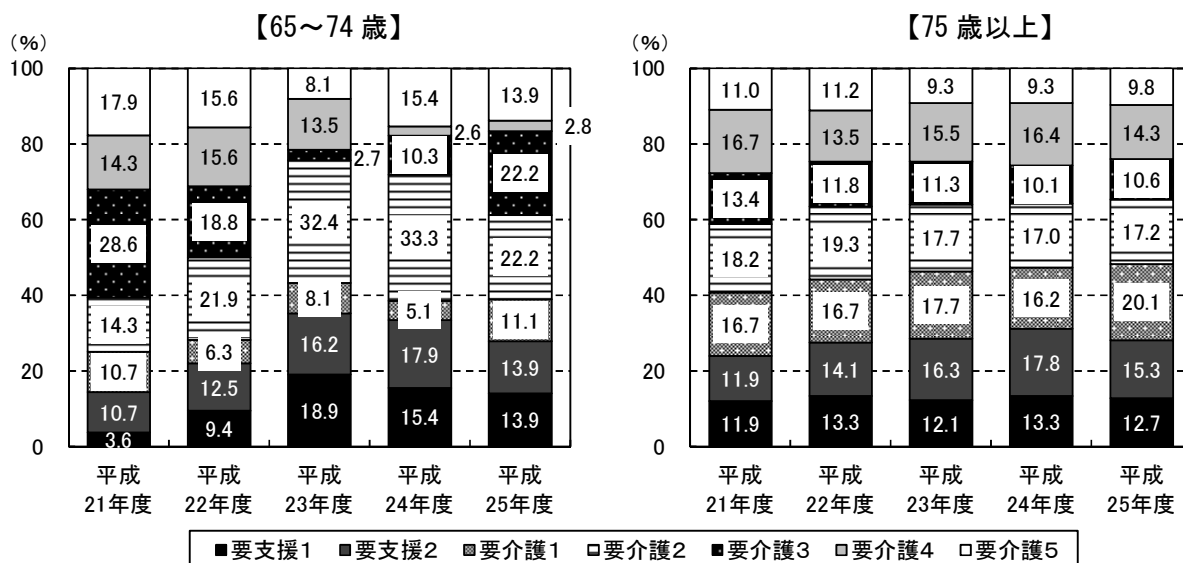
第1号被保険者の要介護度別認定者割合の推移をみると、65～74歳では平成21年度が要介護3、平成22年度以降は要介護2が多く、75歳以上では平成22年度までは要介護2、平成24年度は要支援2、平成25年度は要介護1が多くなっています。

■ 第1号被保険者の要介護度別認定者数の推移



資料：平成21～23年度は介護保険事業状況報告、平成24～25年度は度会町資料（各年度3月末現在）

■ 第1号被保険者の要介護度別認定者割合の推移



資料：平成21～23年度は介護保険事業状況報告、平成24～25年度は度会町資料（各年度3月末現在）

2. 住民や団体への調査

(1) 健康とくらしの調査

現在は要介護認定を受けていない住民が、潜在的にどの程度の要介護リスクを抱えているのかなどを把握し、的確な介護予防施策の実施や、効果的なサービスの提供へとつなげていくために、日本福祉大学健康社会研究センターと共同で調査を実施しました。

■調査概要

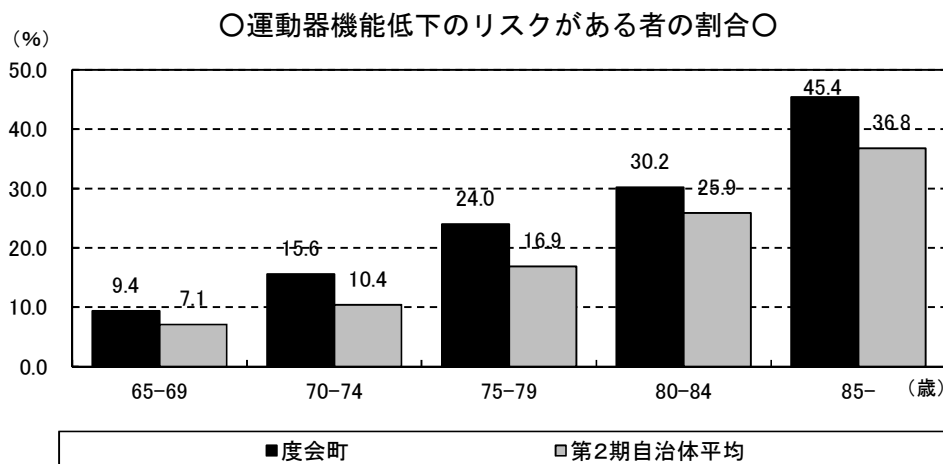
調査対象	平成 25 年 4 月 1 日時点で 65 歳以上の要介護認定を受けていない男女
対象数	配布数：1,957 人 回収数：1,509 人 回収率：77.1%
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成 25 年 10 月 22 日～平成 25 年 11 月 11 日
第 2 期参加自治体*	度会町 他 9 保険者

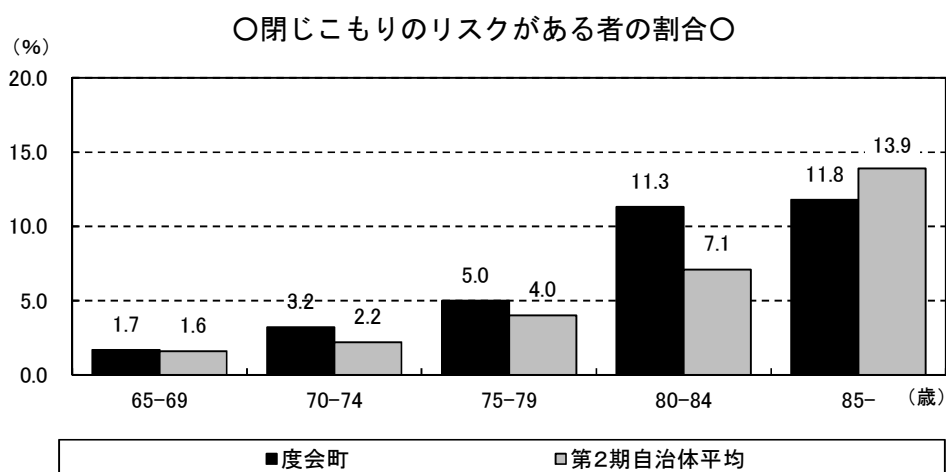
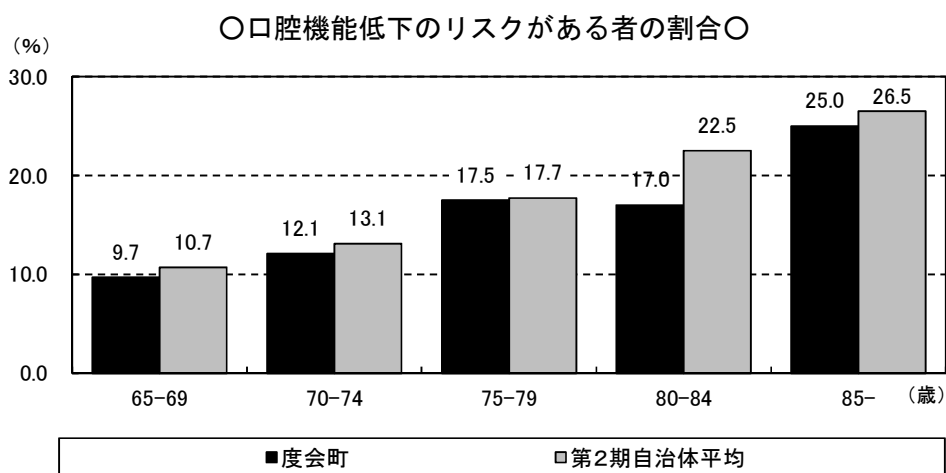
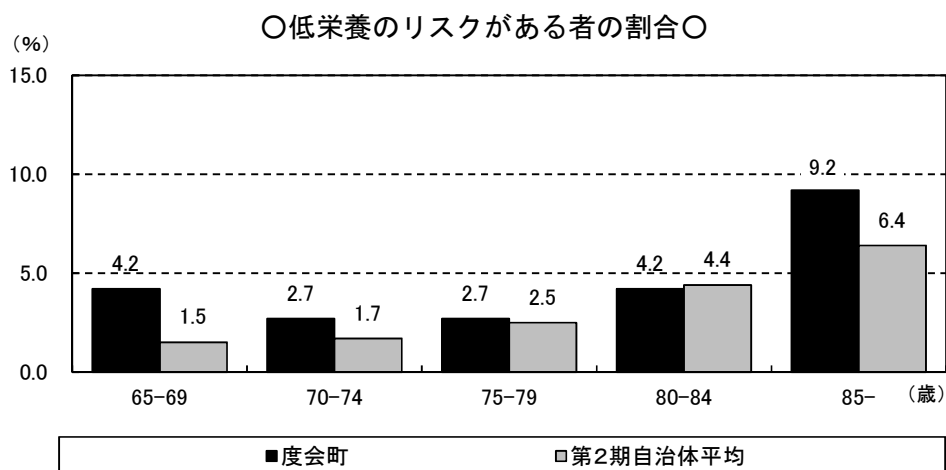
※第 2 期参加自治体：日本福祉大学健康社会研究センターにおいて全国の保険者を対象に行われている調査のうち、平成 25 年 10 月 22 日～平成 25 年 11 月 11 日にかけて調査を実施した、十和田市（青森県）、知多北部広域連合、半田市、碧南市、西尾市、豊橋市、田原市（愛知県）、度会町（三重県）、丸亀市（香川県）、御船町（熊本県）の 10 保険者を指す。

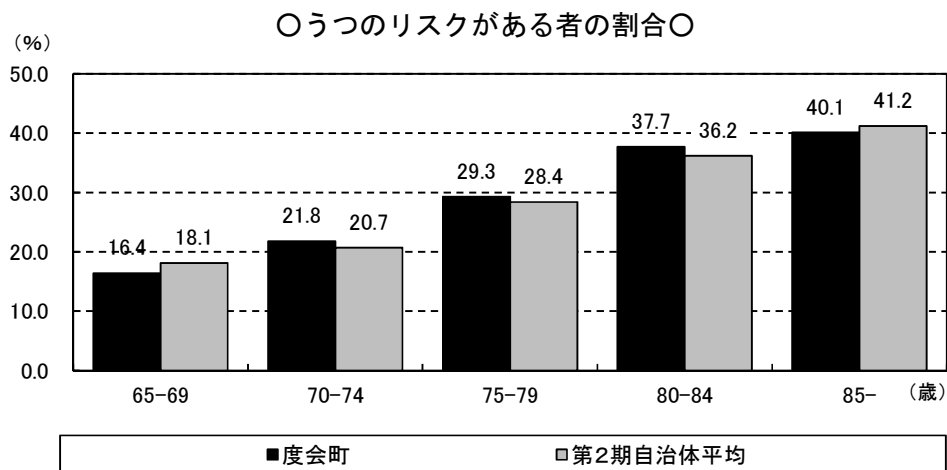
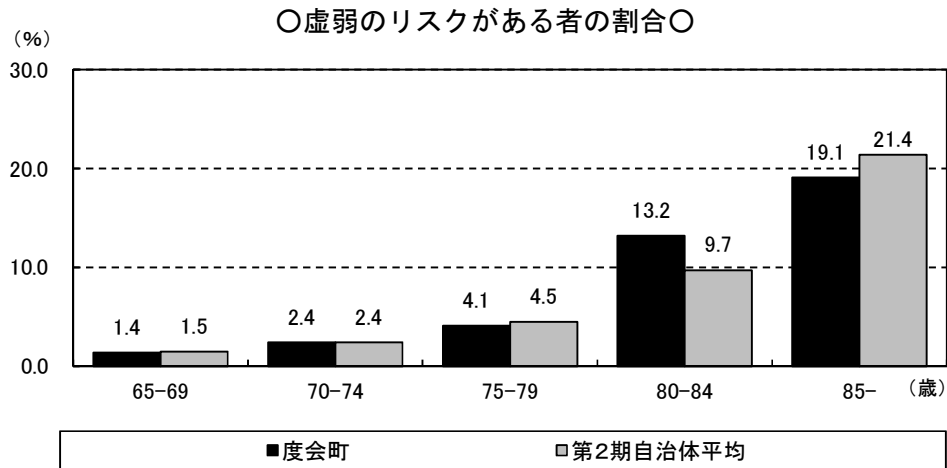
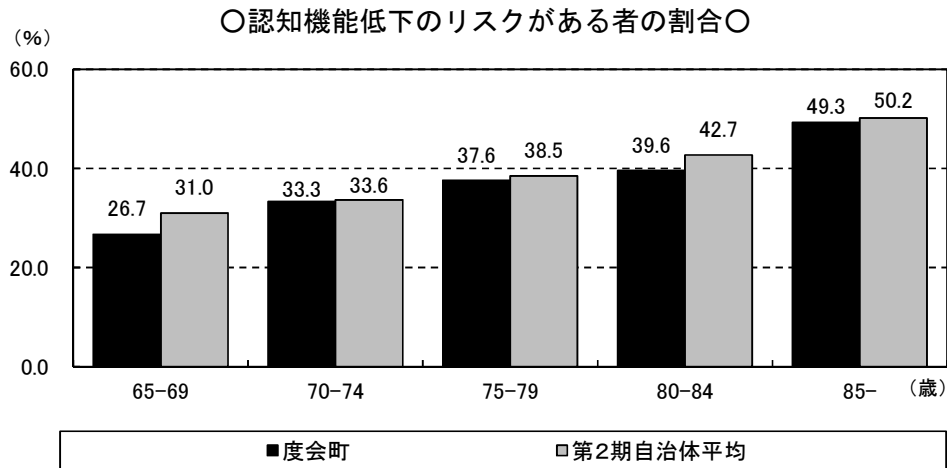
①介護予防ニーズについて

現在は要介護認定を受けていない人のうち、要介護状態となるおそれ大きい（二次予防事業の対象者になる）人の割合を、それぞれ 7 つの分野別にみています。

第 2 期参加自治体の平均値と比較して、度会町では『運動器機能低下』や『低栄養』、『閉じこもり』のリスクが高くなっているといえます。また、『認知機能低下』については、第 2 期参加自治体の平均値とほぼ同じ値で推移し、年齢が上がるほどリスクを持つ人の割合は大きくなり、早めの予防対策が重要であることがわかります。

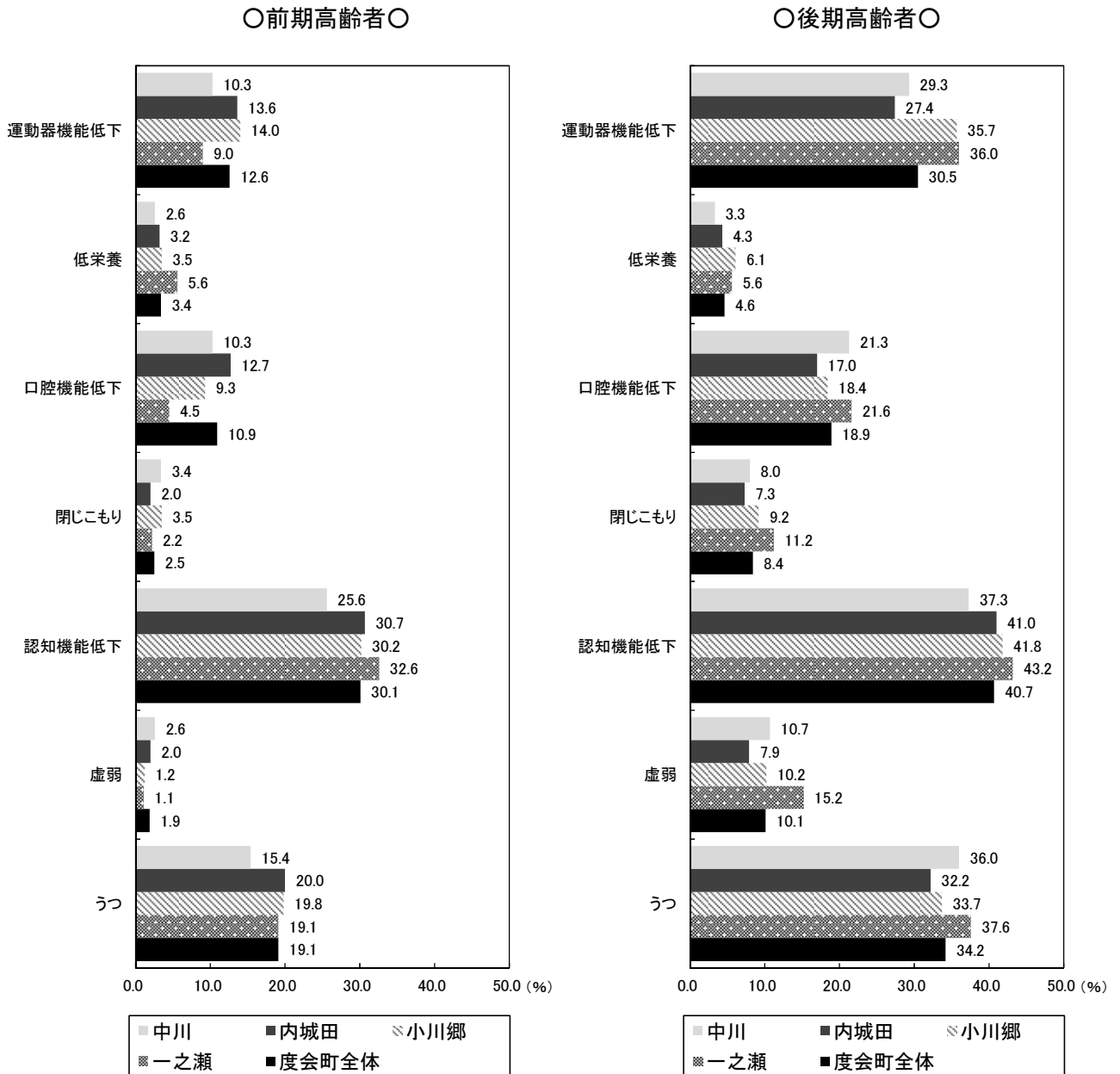






②小地域別の介護予防ニーズについて

度会町内の4つの小地域別に介護予防ニーズをみると、前期高齢者では特に『内城田』地区で低栄養、閉じこもり以外のリスク項目が高くなっています。後期高齢者では運動器機能低下や口腔機能低下、認知機能低下、うつなどで『一之瀬』地区が比較的高くなっています。



(2) 度会町第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定に関わる アンケート調査

要支援・要介護認定を受けている人を対象に、現在の生活状況やサービスの利用状況などについて把握するために実施しました。

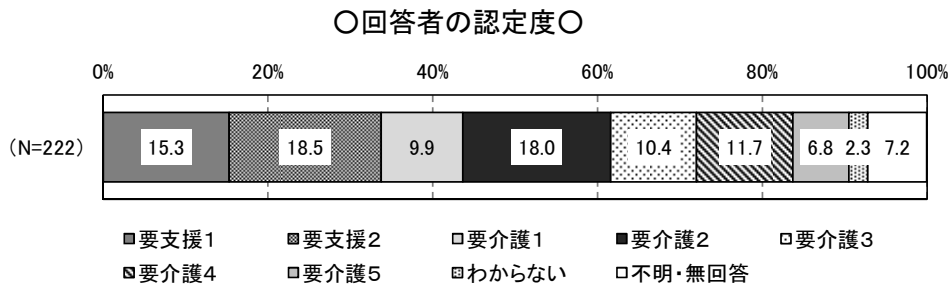
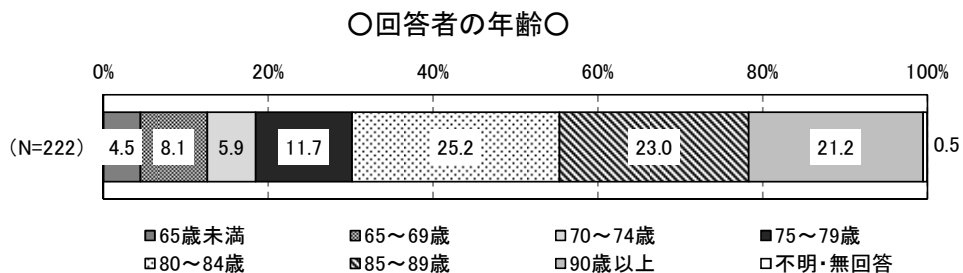
■調査概要

調査対象	町内在住で要支援・要介護認定を受けている方（全数調査）
対象数	配布数：403件 有効回収数：222件 有効回収率：55.1%
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成26年9月12日～9月26日まで

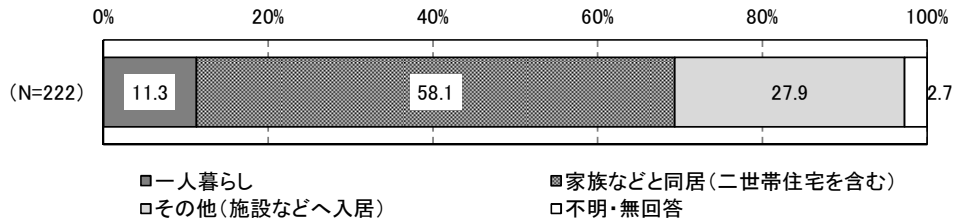
①回答者の家族や生活状況

回答者は8割以上が後期高齢者であり、要支援1、2や要介護2といった比較的軽度の人が多くなっています。また、多くの人が家族など同居されているにもかかわらず、日中よく一人になるという人が3割を超えています。

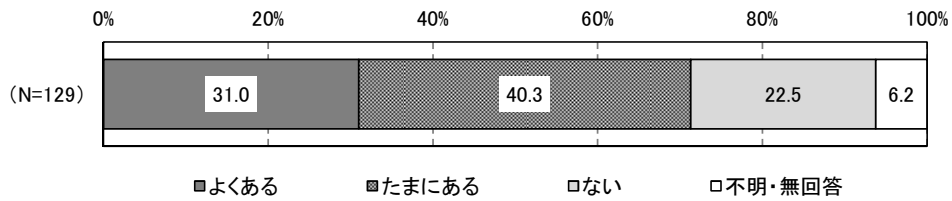
また、現在の住まいで困っていることとして、バリアフリー化されていないといったことや、病院や郵便局、商店、役所などの施設がないといったことが主にあがっています。また、現在持家に暮らしている、または入院先から持家に戻る予定であるという人は約8割となっています。



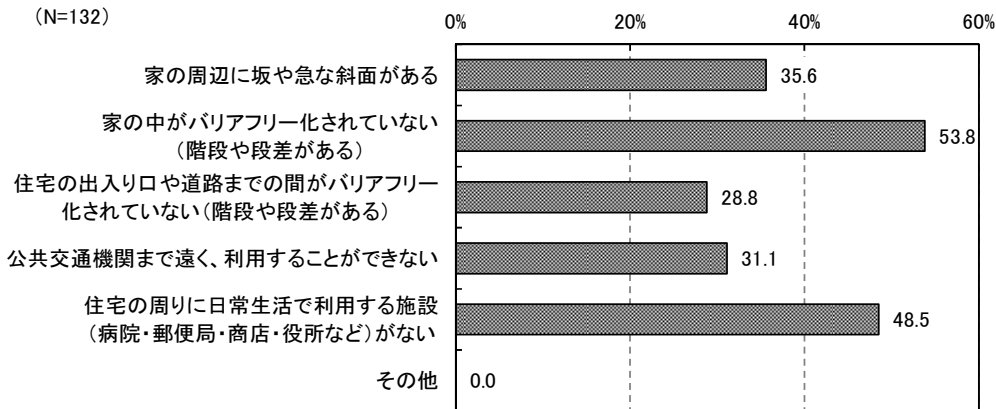
○回答者の家族構成○



○日中、一人になることがあるか(家族など同居している方)○

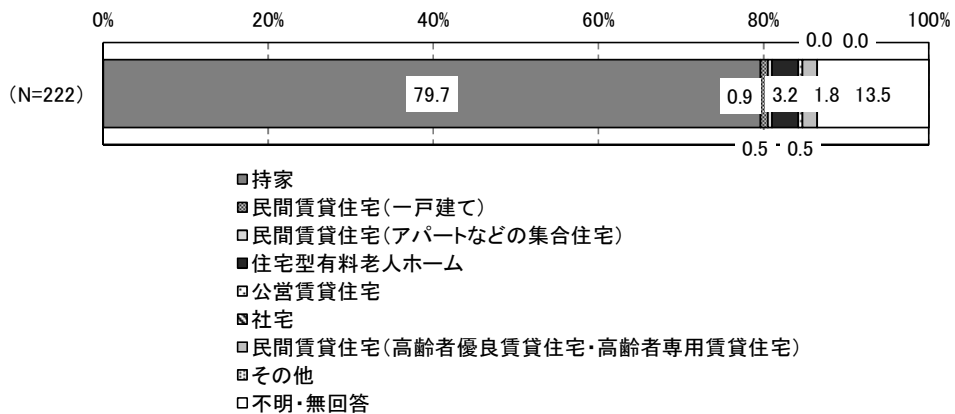


○現在のお住まいで、困っていること○



注：除不で表示

○現在のお住まい、もしくは現在入院中の方は、戻る予定の住まいは次のどれか○

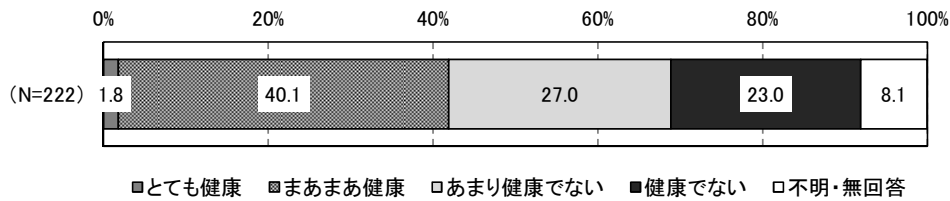


②回答者の健康について

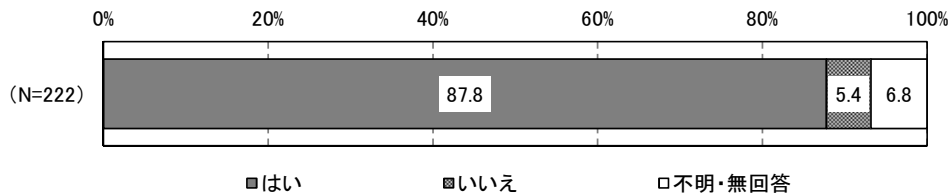
健康でないとはっきり答える人が2割を超えており、病院などに定期的に通院をしている、または往診を受けている人が約9割、通院に介助が必要な人も約7割となっており、健康面や健康課題に対応するための通院に課題があることがうかがえます。

一方で、健康のために日頃からできるだけ体を動かしている人が過半数と、比較的多くなっています。日常生活を送るうえでは、外出支援や掃除、買い物の支援（付き添いなど）を求めている人が比較的多いと思われます。

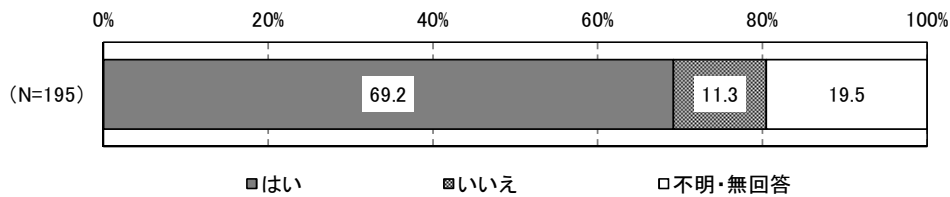
○普段、ご自分で健康だと思うか○



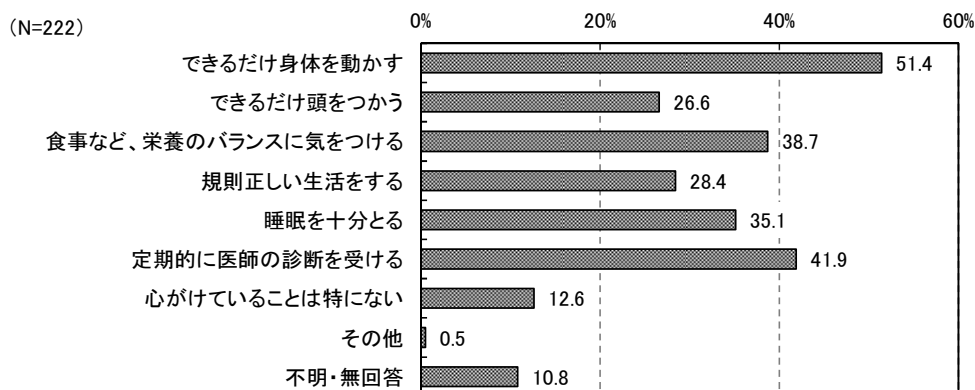
○病院・医院（診療所、クリニック）に定期的に通院や往診などの診療を受けているか○



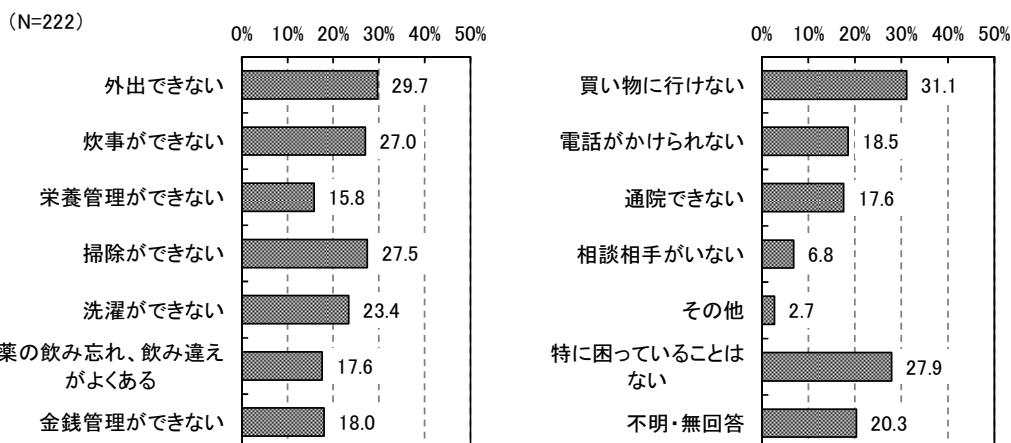
○通院に介助が必要か○



○健康状態を維持・向上するために日頃から心がけていること○



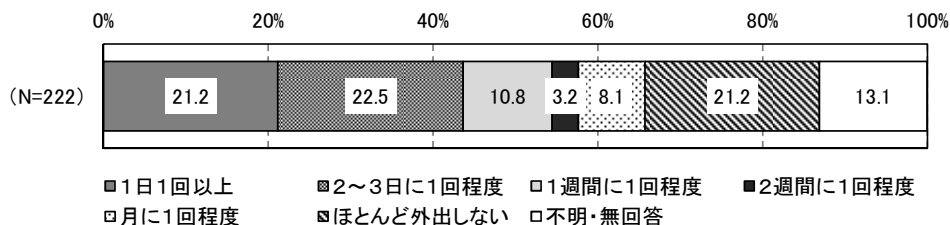
○日常生活を過ごす上で、現在、困っていること○



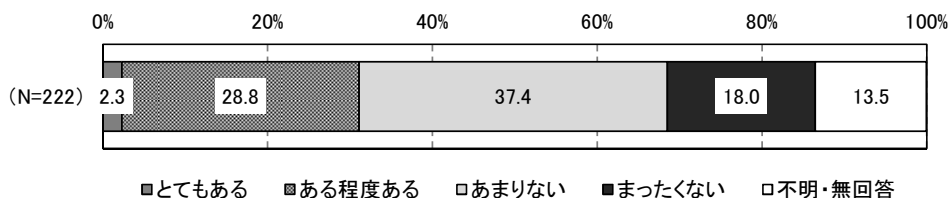
③回答者の日常生活について

外出頻度は、1日1回以上外出する人と、ほとんど外出しない人がそれぞれ2割を超えており、活発な高齢者と外出が困難な高齢者が両方ともに一定数いることが考えられます。また、生きがいについては、『ない』（「あまりない」と「まったくない」の合計）が過半数となっており、生きがいづくりのための取り組みが求められています。

○日頃、どのくらい外出しているか○



○日常生活の中で、生きがい（やりがい）を感じることはあるか○

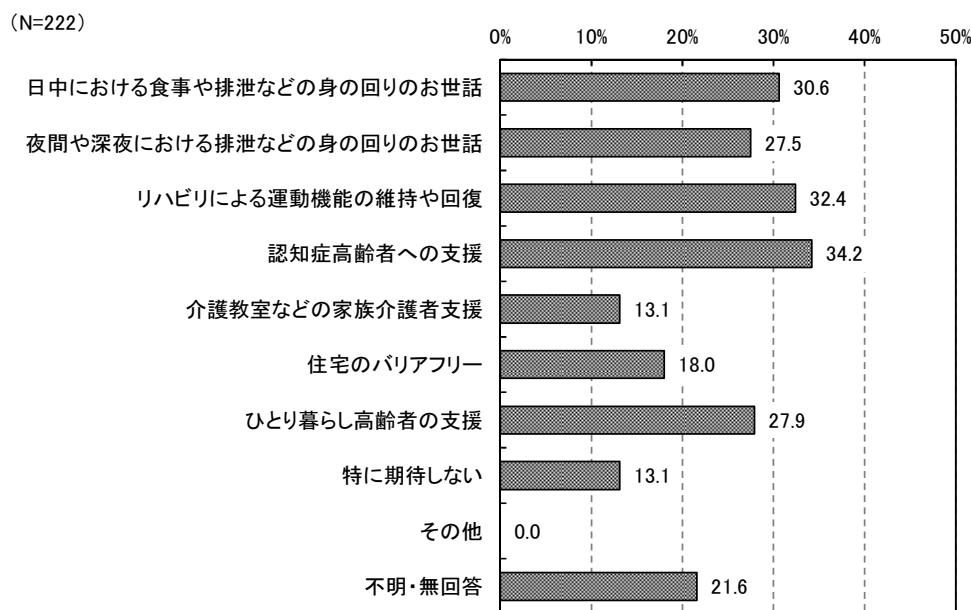


④介護保険などのサービスについて

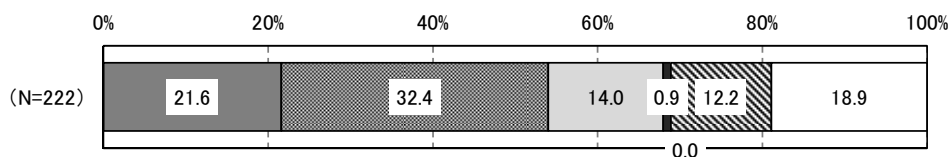
介護保険サービスの提供などを行う介護保険制度には、認知症高齢者への支援を求める声などを中心に、リハビリ事業の提供、食事や排泄など身の回りの世話などに比較的ニーズがあります。

また、今後の自分の介護について、できる限り今の住まいで暮らしたいと答えている人が5割以上となっており、在宅での介護を望む声が大きくなっています。

○介護保険制度に何を期待しているか○



○今後のご自身の介護について、どのような希望を持っているか○



- 家族に介護してもらいながら、できる限り今の住まいで暮らしたい
- 介護サービスを利用しながら、できる限り今の住まいで暮らしたい
- 福祉施設や医療機関に入り、介護を受けたい
- 高齢者に配慮した介護付きの住まいに移り、そこで暮らしたい
- その他
- わからない
- 不明・無回答

⑤高齢者に関する課題などについて

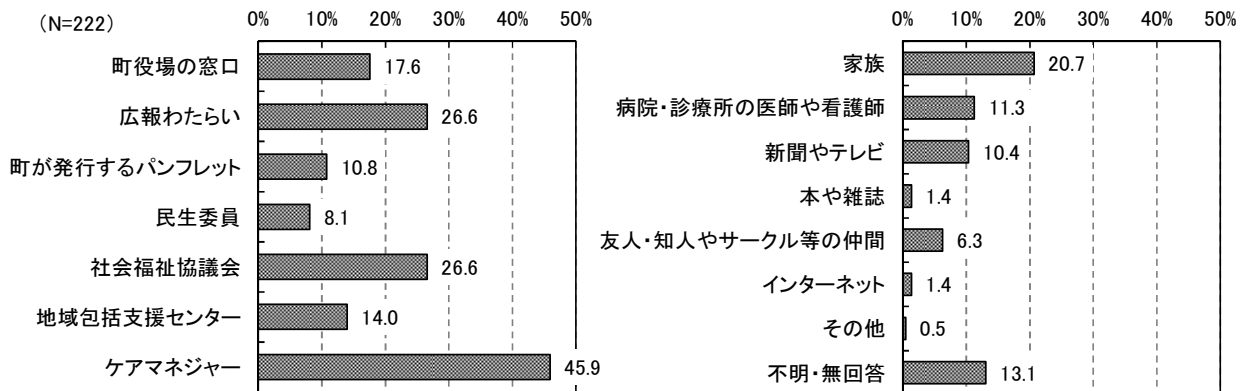
保健福祉サービスや介護保険制度に関する情報をケアマネジャーから得ている方が5割近くと多くなっており、重要な情報提供の元となっています。

地域包括支援センターについての認知度は5割を超えていますが、反対に2割以上の人は知らないという結果になりました。また、地域包括支援センターに望まれていることは、医療機関などの関係機関との連携強化が3割を超えてニーズが多く、地域の中でさまざまな関係者・関係団体が連携する際の中心役として期待されています。

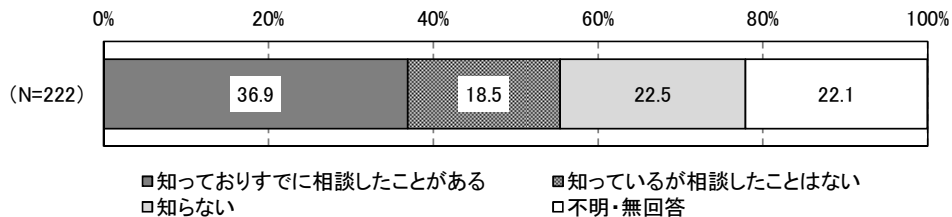
認知症についての不安がある方は6割を超えており、周囲の無理解や恥ずかしいといった気持ちから周囲に知られたくないと感じている人もいることがわかります。

高齢者の虐待防止のためには、地域における見守りや普段からの声かけが重要であるという声が過半数となっており、地域でケアをしていく体制が求められています。

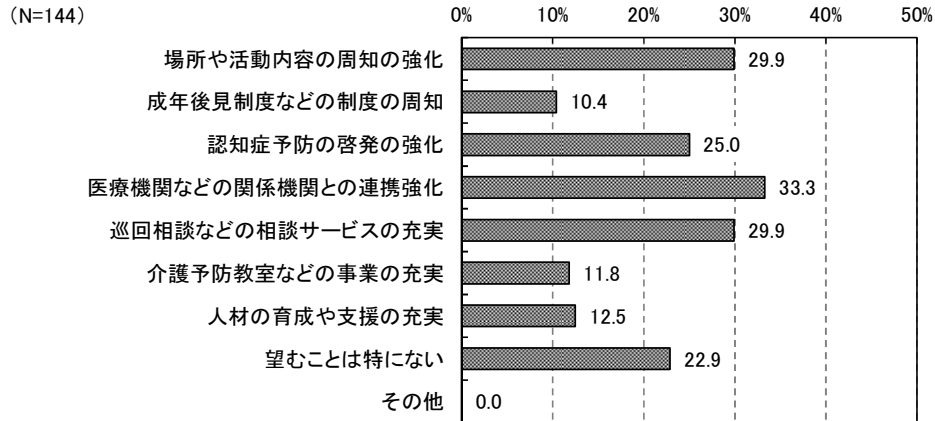
○保健福祉サービスや介護保険制度に関する情報をどこから（だれから）得ているか○



○高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターを知っているか○

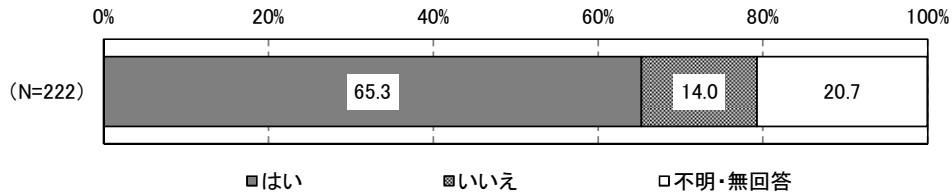


○地域包括支援センターに今後望むこと○

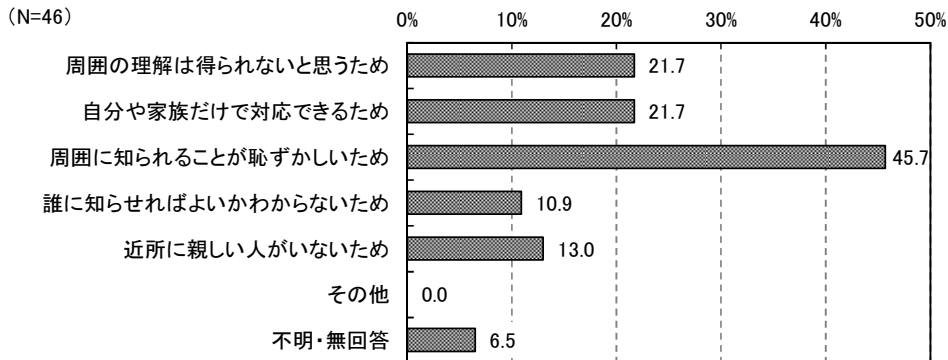


注：除不で表示

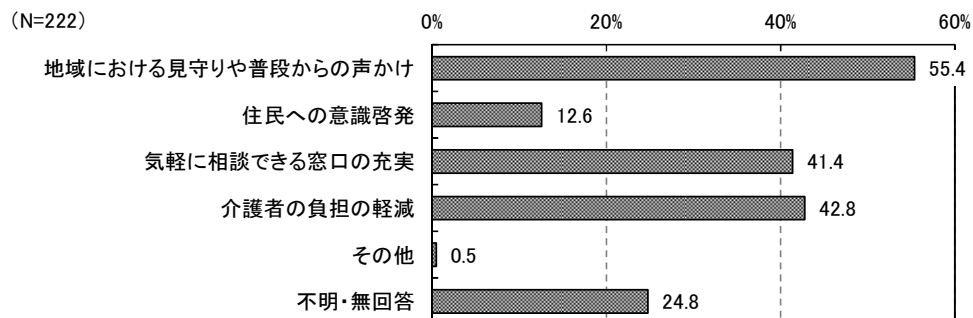
○自分や家族について、認知症に対する不安を持っているか○



○周囲に知られたくないと思う理由（自分や家族の認知症が周囲に知られたくない方）○



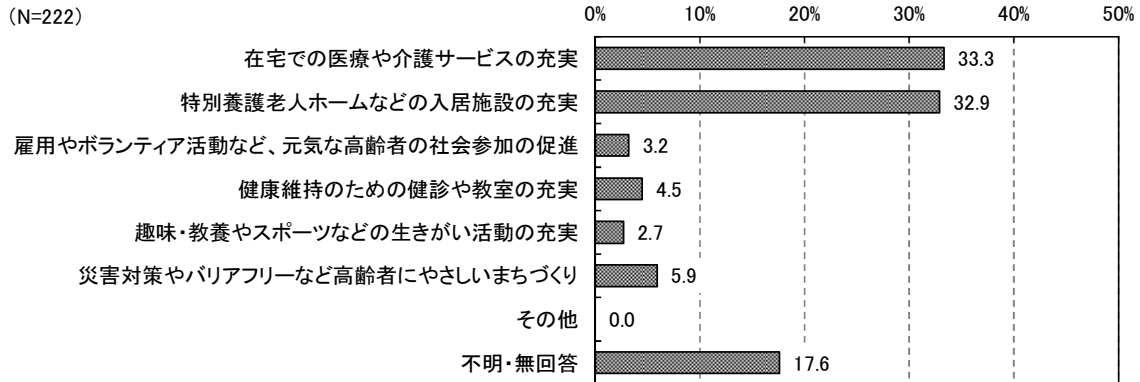
○高齢者の虐待を防止するために、どのようなことが必要だと思うか○



⑥高齢者福祉政策について

今後、度会町が力を入れるべき高齢者福祉施策としては、在宅での医療や介護サービスの充実と特別養護老人ホームなどの入居施設の充実を求める声が多くなっています。度会町では約8割が持家に暮らしており、今後もこの生活を続けていくための施策が求められる一方で、いざという時に入所できる施設も必要とされていることがわかります。

○今後、度会町が力を入れるべき高齢者福祉施策○

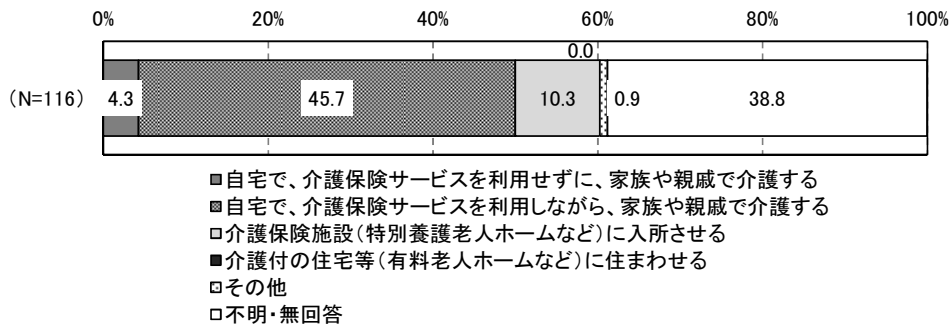


⑦在宅で介護をしている方（在宅で介護をしている方が回答）や、在宅で生活をしている方（在宅で生活をしている方が回答）について

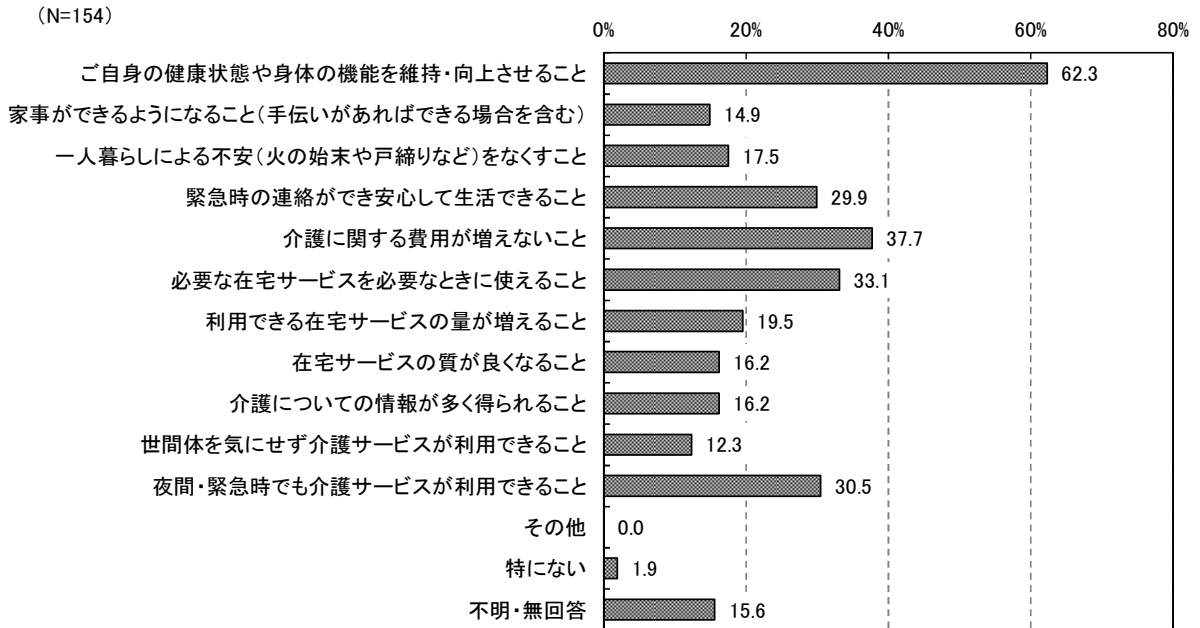
要支援・要介護認定者である回答者は、在宅の生活意向が強くなっており、また回答者のケアをする家族も、自宅で家族や親戚が介護するという割合が5割となっています。高齢者の家族が在宅でケアを続けるためには、一時的な預かりなどによって心身の負担解消を図る支援が必要であるという意見が多くなっています。

さらに、今後も在宅生活を続けるために、健康状態や身体機能の維持・向上が必要であるという声が6割を超えており、健康づくりに対する意識が高い状況といえます。

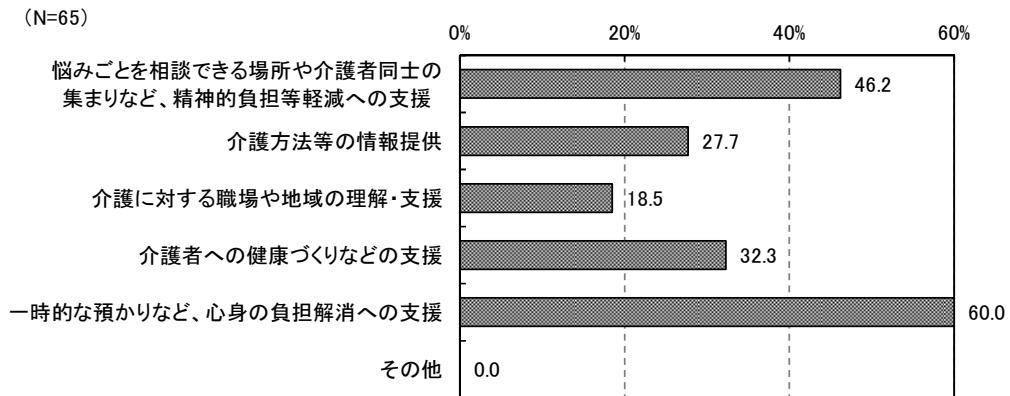
○今後、どのように介護をしていこうと思うか（在宅で介護をしている方が回答）○



○今後も在宅生活を続けるために必要なこと（在宅で生活をしている方が回答）○



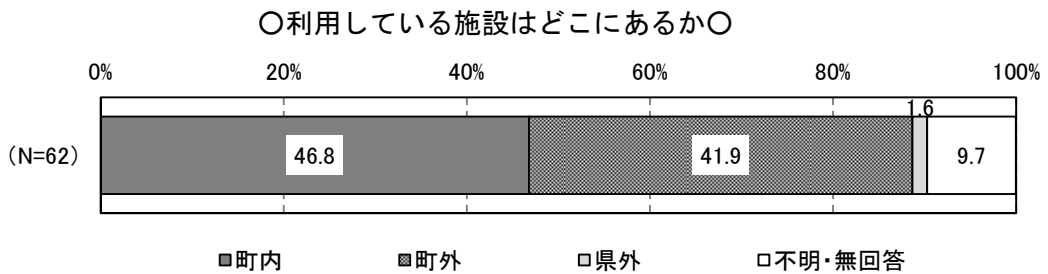
○在宅で介護をする家族に必要な支援（在宅で介護をしている方が回答）○



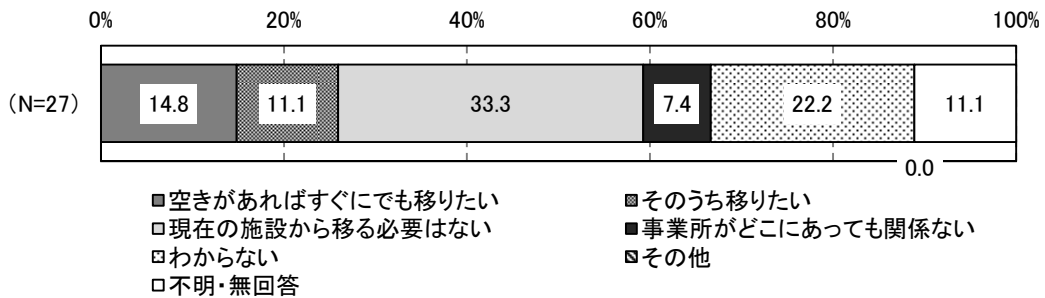
注：除不で表示

⑧施設に入所されている方について（施設に入所されている方、または家族の方が回答）

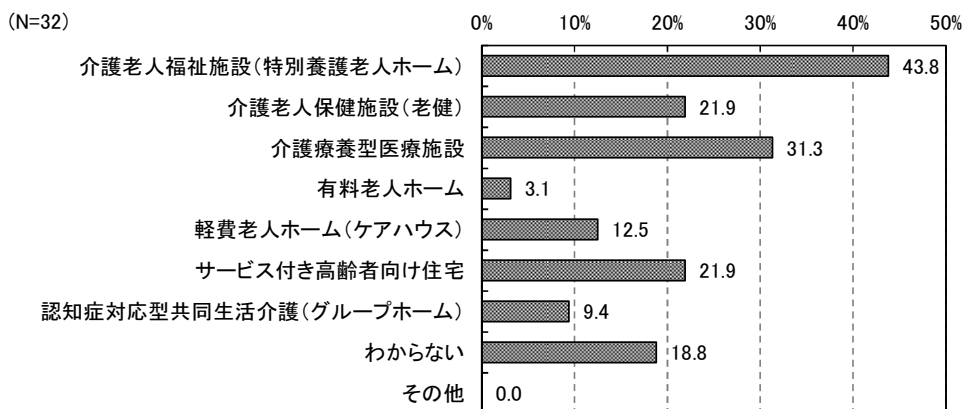
施設に入所されている人は、4割以上が町外の施設にいますが、これは町内に回答者の状況に合った施設がないため、町外に出ている人の存在も考えられます。町内に入居・入所できる事業所ができた場合には、約3割の方が積極的に移りたい（「空きがあればすぐにも移りたい」と「そのうち移りたい」の合計）と、町内の施設整備に一定のニーズがあることがわかります。また、施設については特に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が求められています。



○町内に入居・入所できる事業所ができた場合、移ろうと思うか（現在町外の施設にいる方）○



○度会町内にどのような施設（在宅扱いの施設も含む）がほしいか（現在町外の施設にいる方）○



注：除不で表示

(3) 調査のまとめ

- 高齢者や高齢化率は今後も増加を続ける一方で、総人口の数は減少し続けており、行政からの介護保険サービスや地域支援事業だけで高齢者の健康や福祉を維持することは難しくなっています。
- 後期高齢者のさらなる増加によって、要介護3以上の中重度の高齢者が今後増加する可能性があり、要介護状態となる前に一般介護予防事業などにつなげていく必要があります。
- 居宅（持家）で暮らしている高齢者が多く、また今後なるべく今の住まいで暮らしたいという高齢者が多いことから、年齢による障害などに対して、バリアフリー化が必要となります。
- 健康に不安を抱える高齢者も多く、身近な地域で診察を受けられたり、健康診査の機会を逃さず活用できるような体制が必要です。
- 生きがいつくり・健康づくりなどによって、高齢者が自立した生活の維持に努めることができるようにする必要があります。また、健康な高齢者が地域の健康づくり・生きがいつくり活動の担い手側となり、自分で健康を守る高齢者をさらに増加させていく取り組みが大切です。
- 健康と暮らしの調査では、運動器機能低下のリスクについて各年代ともリスクが高くなっています。また、閉じこもりの傾向もみられ、何も用事がなくても出かけていけるような場所などが身近にあると良いと思われます。
- ケアマネジャーや社会福祉協議会などから情報を得ている高齢者が多く、地域包括支援センターには医療機関等の関係機関との連携強化が大きく期待されており、こうした機関同士がそれぞれ連携して行くことが重要です。特に地域包括支援センターは、度会町の高齢者福祉施策推進の核となる施設であり、事業内容の周知を徹底することが必要です。
- 認知症の高齢者には、特に地域での見守りを進める体制づくりが必要です。健康と暮らしの調査において、認知機能低下のリスクが高い高齢者の割合は他の自治体とあまり変わらない状況となっていますが、運動器機能低下や閉じこもりのリスクが高い傾向を示しており、今後増加する可能性もあります。

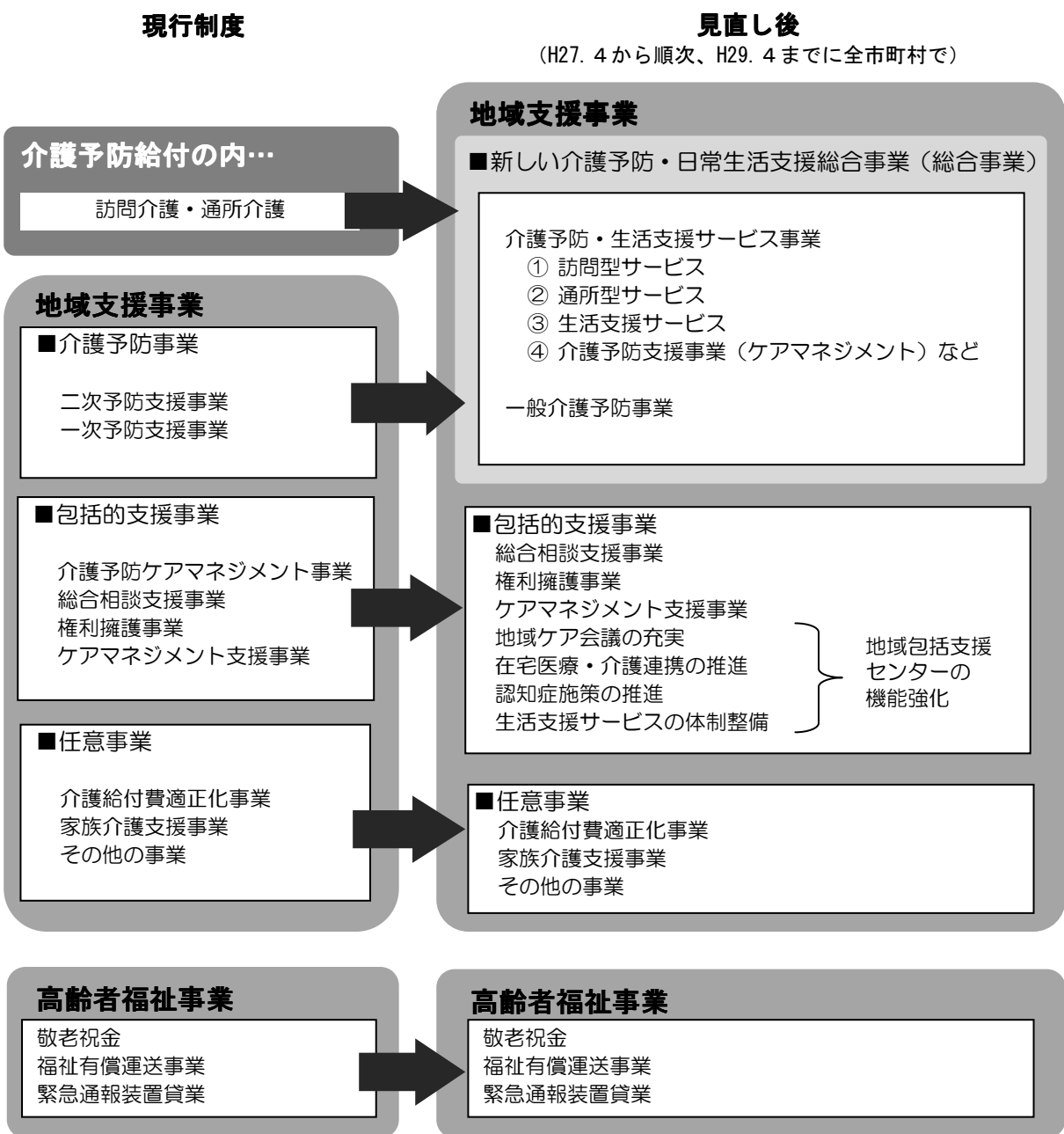
- 居宅でケアをする家族への支援などについても充実が求められ、ショートステイの充実や、家族同士の交流などに取り組むことが大切です。
- 今後も住み慣れた居宅での生活を望む高齢者が多くなっており、居宅サービスの充実や介護予防・日常生活支援総合事業の生活支援サービスの充実が求められているといえます。
- 後期高齢者の増加などによって、要介護度が中重度の高齢者が増加する可能性があり、いざという時の入所施設の整備についても並行して強化されることが望ましいといえます。
- 現在施設に入所している高齢者のうち、町内に戻りたいというニーズのある人が一定程度おり、こうしたニーズに応えるためにも、介護老人福祉施設などの充実が求められています。

3. 地域支援事業・高齢者福祉事業について

平成 27 年度より、地域支援事業の枠組みが現行制度から見直されます。

具体的に、介護予防給付の訪問介護・通所介護について、平成 29 年度までにはすべての市町村で地域支援事業に移行します。また、現行制度の介護予防事業は、介護予防・日常生活支援総合事業となります。さらに、包括的支援事業についても、新たな業務が追加されます。

■地域支援事業の枠組みの推移



第3章 度会町高齢者施策の将来ビジョン

1. 基本理念

老後の生活や健康づくりなど、将来に対する高齢者の負担を軽減し、改善していくためには、国・県・町といった行政が連携した高齢者施策の推進はもちろん、高齢者が地域で自立した生活が営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体となって包括的・継続的な支援体制を構築していくことが望まれます。

度会町では第6次度会町総合計画において、「だれもが健康で、互いに尊重し合うまち」を基本目標の1つとして掲げ、互いを尊重し合い、だれもが健康に暮らせるよう、一人ひとりの福祉・健康意識を高め、病気や寝たきりにならない保健・介護予防施策に取り組んできました。

度会町では、平成26年3月に高齢化率が28.8%となるなど、国や県に先んじて高齢化が進行しています。そのため、高齢者が今後も可能な限り住み慣れた地域で、自ら有する能力を最大限に生かし、その人らしく満足した生活を送ることができるよう、行政をはじめ、住民や各種団体などがそれぞれの役割を担い、連携して支え合いながら満足して生きることができ、度会町が実現できるよう、基本理念を下記のように定めます。

<基本理念>

**みんなが満足して自分らしく
生きることができ町**

「満足して死ぬこと」は「満足して生きること」

住み慣れたこの度会町で満足して生きることとは、一人の人間として、最後の一瞬まで自分の指先一本の持てる力を発揮することであり、自分の役割をまっとうして自分らしく本人も家族も満足して生きることです。満足は一人ひとり違うものであるからこそ、その人らしく満足して生きることができるよう、また、本人も家族も地域の仲間もすべての人が満足し最後を締めくくることができるよう、町全体でみんなが支え合える度会町であることをめざし、「みんなが満足して自分らしく生きることができ町」を基本理念としました。

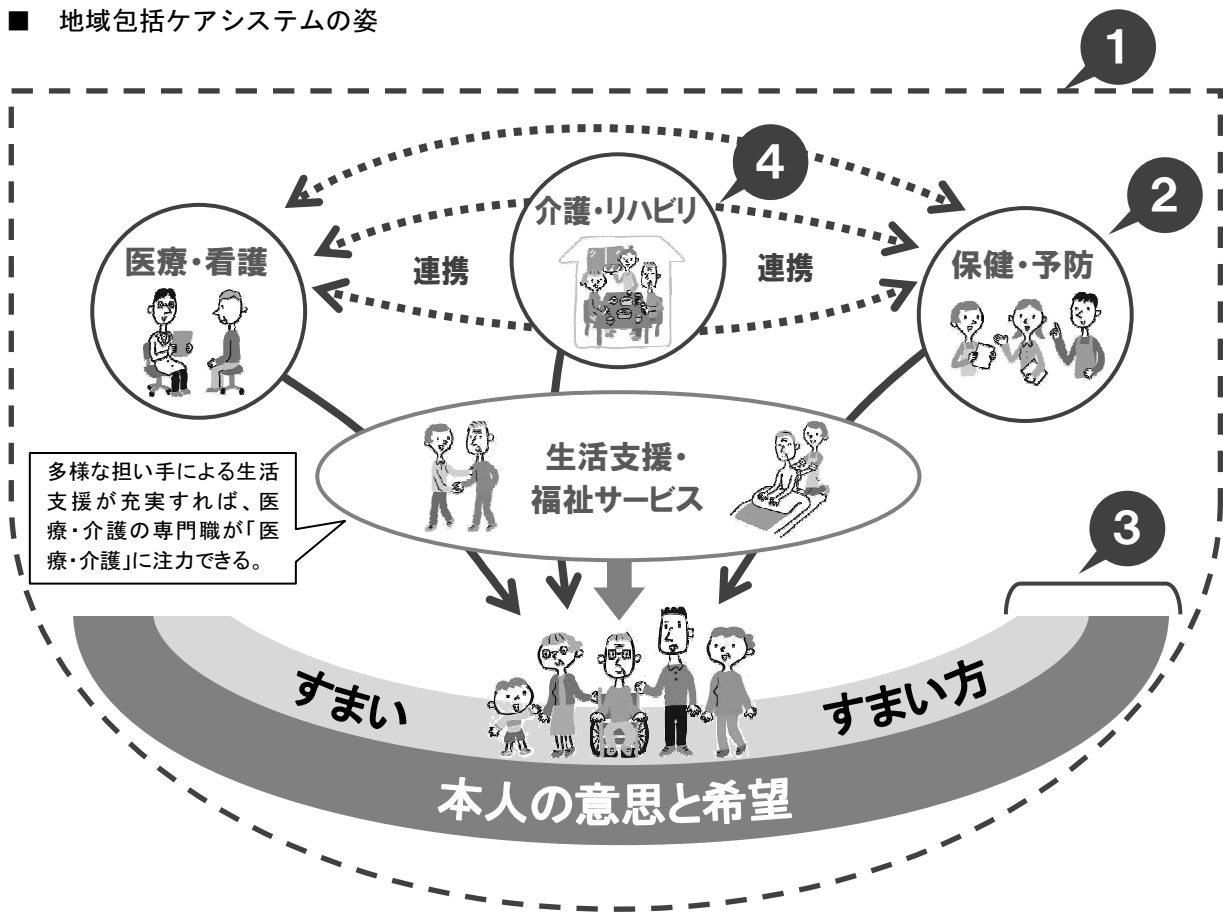
<サブテーマ>

- 1 一人暮らしでも住み慣れた地域で安心して暮らせる町
- 2 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる町

2. 施策体系決定のための基本的な視点

度会町の高齢者を取り巻く現状を踏まえ、基本理念の実現に向けて、高齢者施策を推進するうえで重要な4つの視点を、地域包括ケアシステムのイメージから抽出し、これらの考え方を踏まえながら施策体系を設定していきます。

■ 地域包括ケアシステムの姿



1 地域包括ケア体制の強化

高齢者が生涯を通じて安心して暮らし続けていくために、地域包括支援センターの機能強化や関係機関・団体などとの連携強化を図り、高齢者のセーフティネットの強化をめざします。特に、高齢者の地域生活を支えるために、介護と医療の連携体制の確立をめざします。

2 心身のいきいき長寿の推進

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように、自主的・積極的な介護予防・健康づくりを促進します。また、心の豊かさや生きがいを持った暮らしにつながるように、高齢者の仲間づくりや社会参加の機会・場の充実を図ります。

3 だれもが安心して暮らせるまちづくり

高齢者の人権を尊重し、虐待防止や権利擁護を推進します。特に、認知症高齢者に対しては、地域とともに見守れる仕組み・体制づくりに努めます。また、高齢者に配慮したまちづくりや、多様な住まいの確保を進めます。

4 介護保険サービス、多様な支援の充実

支援が必要な高齢者が、必要な介護保険サービスや高齢者福祉サービスなどの情報や相談を適正に受けられる体制づくりに努めます。また、地域資源・人材を活用した多様な生活支援について取り組みます。

3. 施策の体系

基本理念

みんなが満足して自分らしく生きることができる町

- サブテーマ ①一人暮らしでも住み慣れた地域で安心して暮らせる町
②認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる町

第1章 介護保険サービスの見込みと介護保険料

- | |
|----------------------|
| 1. 日常生活圏域について |
| 2. 介護保険事業対象者の推計 |
| 3. サービスの利用実績と見込み |
| 4. 各サービスの概要 |
| 5. 介護給付費・介護予防給付費の見込み |
| 6. 介護保険料の設定 |

第2章 地域包括ケアシステムの構築・強化

- | |
|-------------------------|
| 1. 住み慣れた地域の中で支え合う仕組みづくり |
| (1) 地域包括支援センターの充実 |
| (2) 在宅医療・在宅介護の連携 |
| (3) 地域ケア会議の運営 |
| (4) 生活支援コーディネーターの活用 |
| 2. 認知症高齢者への支援と予防対策の推進 |
| (1) 早期発見・早期対応制度の充実 |
| (2) 認知症の啓発の強化 |
| (3) 認知症高齢者の家族を支える仕組みづくり |
| 3. 安心して健やかに暮らせる地域づくりの推進 |
| (1) 健康づくりの推進 |
| (2) 社会参加を推進する活動の活性化 |
| (3) 高齢者の権利擁護のための取り組み |
| (4) 高齢者の住環境の整備 |
| (5) 防災・安全対策の推進 |
| 4. 高齢者の生活を支援するサービスの充実 |
| (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の提供 |
| (2) 包括的支援事業の提供 |
| (3) 任意事業の提供 |
| (4) 高齢者福祉事業の提供 |
| (5) 提供体制における目標と評価 |

各 論

第 1 章 介護保険サービスの見込みと介護保険料

1. 日常生活圏域について

第3期介護保険事業計画から、要介護認定者などが住み慣れた地域においてサービス利用を可能とする観点から「日常生活圏域」を設定することになりました。

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを総合的に勘案して設定しますが、地域密着型サービスを中心とした介護基盤整備の単位であり、地域包括支援センターとの整合性を図るものとなっています。

度会町では、介護基盤整備の単位として、町を一つの日常生活圏域とした保健・福祉サービスの整備を進めます。

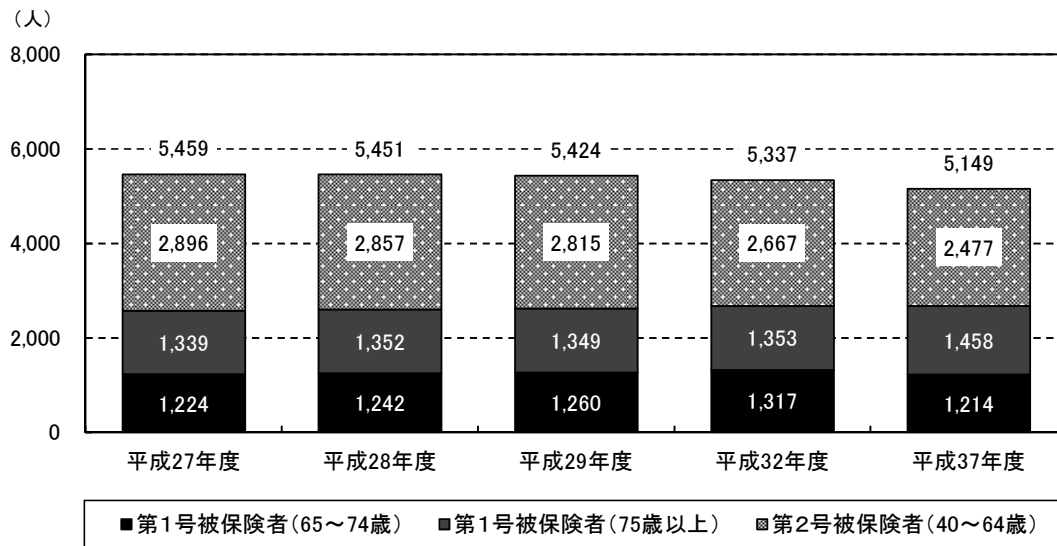
2. 介護保険事業対象者の推計

(1) 被保険者数の将来推計

被保険者数の将来推計の推移をみると、総数では平成 27 年度以降減少で推移し、平成 37 年度は 309 人減の 5,150 人となっています。内訳では、65～74 歳（第 1 号被保険者）は平成 32 年度までは増加で推移するものの、平成 37 年度は減少に転じ、1,215 人となっています。75 歳以上（第 1 号被保険者）では平成 27 年度以降増減を繰り返しながらも増加で推移し、平成 37 年度は 1,458 人となっています。また、40～64 歳（第 2 号被保険者）では、平成 27 年度以降減少で推移し、平成 37 年度は 2,477 人となっています。

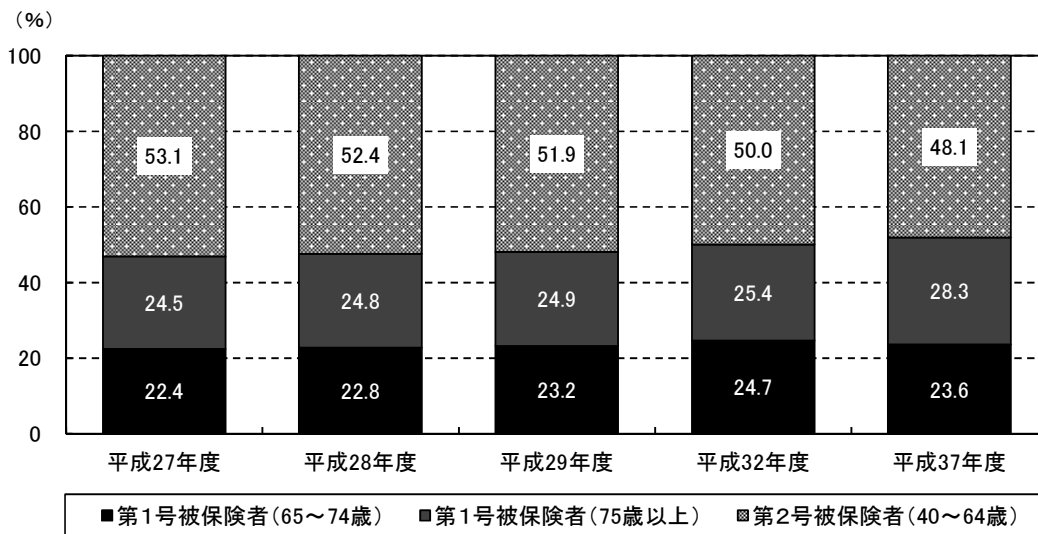
被保険者数割合の将来推計の推移をみると、75 歳以上（第 1 号被保険者）では増加で推移し、平成 37 年度は平成 27 年度よりも 3.8 ポイント増の 28.3%となっています。40～64 歳（第 2 号被保険者）では、平成 27 年度以降減少で推移しながらも、割合は半数を占めていましたが、平成 37 年度は 48.1%になり、5割を切っています。

■被保険者数の将来推計の推移



資料：平成 22～26 年度までの人口を基に、コーホート変化率で算出

■被保険者数割合の将来推計の推移

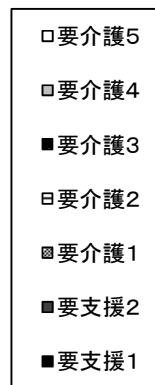
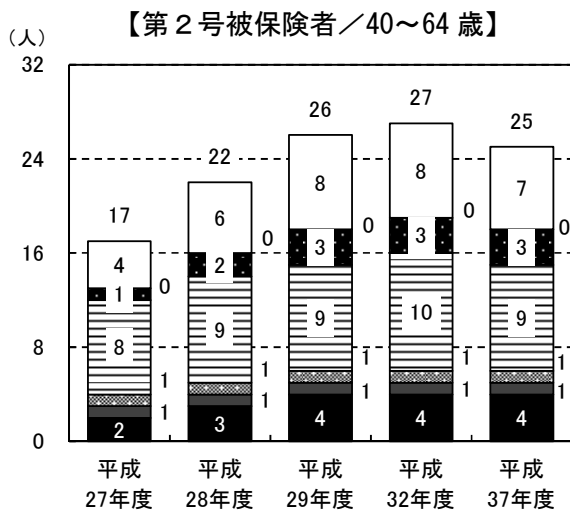
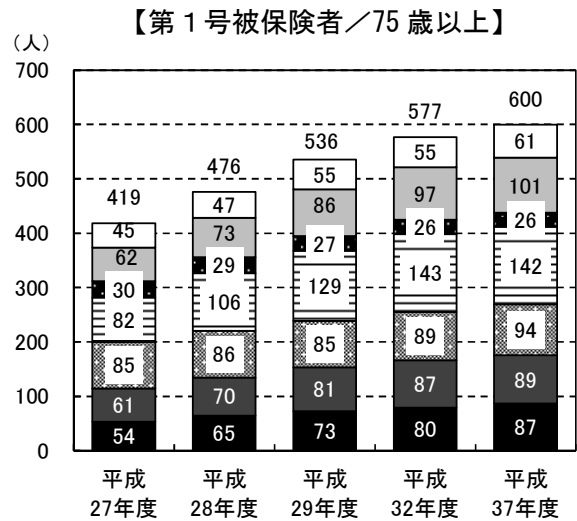
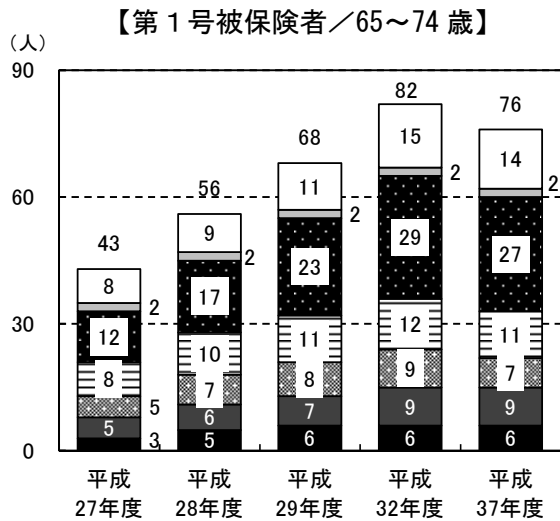


資料：平成 22～26 年度までの人口を基に、コーホート変化率で算出

(2) 要介護認定者数の将来推計

要介護認定者数の将来推計の推移をみると、65～74歳（第1号被保険者）では平成32年度までは増加で推移し、平成37年度は微減となり76人となっています。要介護度別では要介護3が多くなっています。75歳以上（第1号被保険者）では平成27年度以降増加で推移し、平成37年度は600人となっています。要介護度別では、平成27年度は要介護1、平成28年度以降は要介護2が最も多くなっています。40～64歳（第2号被保険者）では、平成32年度までは微増で推移し、平成37年度は微減となり25人となっています。要介護度別では要介護2、要介護5が多くなっています。

■要介護認定者数の将来推計の推移



資料：平成22～26年度までの要支援・要介護者
の下に、コーホート変化率で算出

3. サービスの利用実績と見込み

居宅介護サービス、居宅介護予防サービス、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、介護保険施設サービスの利用量はそれぞれ以下のようになっています。平成27年度から平成29年度については、前回計画の利用実績から算出した推計値となります。

(1) 居宅介護サービスの利用量

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
訪問介護	回数(回)	593.6	606.7	871.8	1,134.9	466.3	1,209.9
	人数(人)	34	39	35	29	17	21
訪問入浴介護	回数(回)	39.3	40.3	38.1	33.7	35.4	46.4
	人数(人)	8	8	8	7	7	10
訪問看護	回数(回)	330.9	396.8	424.4	397.2	424.3	557.5
	人数(人)	31	37	33	27	27	38
訪問リハビリテーション	回数(回)	44.7	46.8	38.7	44.8	35.4	46.7
	人数(人)	4	4	4	5	3	5
居宅療養管理指導	人数(人)	11	11	8	6	6	7
通所介護	回数(回)	864.0	912.4	914.1	969.6	778.6	1,030.7
	人数(人)	94	102	102	111	93	118
通所リハビリテーション	回数(回)	113.8	130.0	153.8	207.5	261.4	348.2
	人数(人)	15	19	23	30	38	53
短期入所生活介護	日数(日)	229.6	212.2	179.0	119.9	137.7	198.8
	人数(人)	26	26	27	30	40	58
短期入所療養介護	日数(日)	15.0	13.8	2.5	2.5	2.5	2.5
	人数(人)	2	2	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	人数(人)	14	12	9	11	16	21
福祉用具貸与	人数(人)	88	94	90	87	86	109
特定福祉用具販売	人数(人)	2	2	1	1	1	1
住宅改修	人数(人)	1	1	1	2	2	3
居宅介護支援	人数(人)	146	155	161	168	163	195

注：一月あたり平均

(2) 居宅介護予防サービスの利用量

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
介護予防訪問介護	人数(人)	16	18	18	19	21	12
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	22.5	41.0	41.8	34.2	33.6	20.1
	人数(人)	4	5	6	6	7	8
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	4.6	13.4	12.2	11.4	10.1	8.6
	人数(人)	1	1	1	1	1	1
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	4	5	5	5	5	5
介護予防通所介護	人数(人)	61	59	49	42	68	31
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	11	10	12	15	22	28
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	5.5	3.5	1.9	2.0	2.0	2.0
	人数(人)	2	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	3	5	4	3	2	1
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	18	19	23	29	36	44
特定介護予防福祉用具販売	人数(人)	1	1	2	3	4	5
介護予防住宅改修	人数(人)	1	1	1	1	1	1
介護予防支援	人数(人)	92	92	84	81	80	76

注：一月あたり平均

(3) 地域密着型サービスの利用量

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	17	20	22	23	28	28
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	14	12	14	18	18	18
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	15	21	24	24	53	53
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数(回)					142.8	162.8
	人数(人)					17	20

注：一月あたり平均

(4) 地域密着型介護予防サービスの利用量

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	7	3	2	2	1	1
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防地域密着型通所介護	人数(人)					0	0

注：一月あたり平均

(5) 介護保険施設サービスの利用量

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
介護老人福祉施設	人数(人)	50	39	38	40	49	51
介護老人保健施設	人数(人)	18	20	26	28	29	29
介護療養型医療施設	人数(人)	1	1	1	1	1	1

注：一月あたり平均

4. 各サービスの概要

(1) 居宅介護・居宅介護予防サービス

サービス名	サービスの概要
訪問介護・介護予防訪問介護	訪問介護は、ホームヘルパーが介護を受ける人の自宅を訪問し、身体介護や生活援助などを行うサービスです。 介護予防訪問介護では、利用者の状態の改善につながるような、介護予防に重点を置いたサービスの提供が行われます。 ※介護予防訪問介護については、平成 29 年度末までに介護保険制度の地域支援事業（市町村の実情に応じた多様なサービスの提供）に移行となります。
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護は訪問入浴車によりそれぞれの家庭で入浴介護を受けるサービスです。
訪問看護・介護予防訪問看護	主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。 介護予防訪問看護は、主治医の指示に基づいて、看護師や保健師が要支援者の家庭を訪問し、介護予防を目的とした健康チェックや療養上の世話または診療補助を行うサービスです。
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	病院・診療所の理学療法士（PT）・作業療法士（OT）が自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要なりハビリテーションを行うサービスです。 介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者に対して理学療法士や作業療法士などの専門家が居宅を訪問し、介護予防を目的に生活機能の維持回復を行うサービスです。
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	主治医の指示により、病院・診療所の医師・薬剤師などが、自宅を訪問して、心身の状況や環境等を踏まえて療養上の管理及び指導を行うサービスです。
通所介護・介護予防通所介護	デイサービスセンターなどに日帰りで通う利用者に対して、入浴・食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL（日常生活動作）の向上のためのリハビリなどを行うサービスです。 介護予防通所介護は、居宅要支援者に対して介護予防を目的として、入浴・食事の提供など、日常生活上の世話や日常生活を想定した筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導などの機能訓練を行うサービスです。 ※介護予防通所介護については、介護予防訪問介護と同じく平成 29 年度末までに地域支援事業に移行となります。
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院・診療所に通う利用者に、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための必要なりハビリテーションを行うサービスです。 介護予防通所リハビリテーションは、要支援者に対しての介護予防を目的として、理学療法士・作業療法士により機能訓練などの必要なサービスの提供を行うものです。
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	在宅の要介護者などが介護老人福祉施設などに一時的に入所し、日常生活の世話などを受けるサービスです。 介護予防短期入所生活介護は、要支援者が介護予防を目的に施設などに短期入所しながら、必要な介護などを受けるサービスです。

サービス名	サービスの概要
短期入所療養介護・介護 予防短期入所療養介護	在宅の要介護者などが介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに一時的に入所し、看護・医学的管理下の介護・機能訓練などを受けるサービスです。 介護予防短期入所療養介護は、要支援者が介護予防を目的に施設等に短期入所しながら、必要な介護等を受けるサービスです。
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホームなどの入居者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、介護や日常生活の世話、機能訓練・療養上の世話を受けるサービスです。
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	介護ベッドや車いすなどの福祉用具をレンタルできるサービスです。また、介護予防福祉用具貸与は、要支援者が介護予防を目的として福祉用具をレンタルできるサービスです。
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	衛生管理などの問題でレンタルが難しい特殊尿器、腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽などを、指定された事業者で購入した場合に、費用の一部が支給されるサービスです。
住宅改修・介護予防住宅改修	要介護高齢者などの居宅での生活上の障壁を軽減するために、利用者は手すりの取り付けや段差の解消などを行う場合の費用の9割を保険給付として受けることができます。
居宅介護支援・介護予防支援	在宅の要介護者などが介護保険から給付される在宅サービスなどを適正に利用できるように、要介護者などと契約した居宅介護支援事業所に属するケアマネジャーが介護サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡調整や、介護保険施設への紹介などのケアマネジメントを行うサービスです。 介護予防支援は、要支援者に対する介護予防サービスのケアプランを作成するものです。

(2) 地域密着型・地域密着型介護予防サービス

サービス名	サービスの概要
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。
夜間対応型訪問介護	在宅にいる場合でも、夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間において、定期的な巡回訪問により、または通報を受け、訪問介護サービスを提供するものです。
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症ではあるものの、ADL（日常生活動作能力）の比較的自立している居宅要介護者について、デイサービスセンターなどにおいて日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、居宅介護者の心身の状況、その置かれている環境や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供し、在宅での生活継続を支援するサービスです。
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	身近な地域で、比較的安定状況にある認知症高齢者が共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、入浴・排泄・食事などの介護や日常生活の支援、機能訓練を受けるサービスです。

サービス名	サービスの概要
地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員が29人以下の有料老人ホームやケアハウスの入居者（要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者）に対し、介護サービス計画に基づいて、食事や入浴・排泄などの介助やその他日常生活上の介助、機能訓練を行うサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	居宅での介護が困難な方が入所して、食事や入浴・排泄などの日常生活の介助、機能訓練、健康管理などのサービスを提供する施設です。（入所定員が29人以下）
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて、利用者ニーズに応じて柔軟に、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を行うサービスです。（平成27年4月1日より、名称が「複合型サービス」から「看護小規模多機能型居宅介護」に変更します。）
地域密着型通所介護・介護予防地域密着型通所介護	既存のデイサービスである通所介護・介護予防通所介護のうち、利用定員が18名以下の小規模な施設については、平成28年4月より地域密着型通所介護・介護予防地域密着型通所介護に移行します。

（3）介護保険施設サービス

サービス名	サービスの概要
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	施設サービス計画に基づいて、介護などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理を行うサービスを提供する施設です。 平成27年度より、特別養護老人ホームへの入所要件として原則要介護3以上の者となっています。
介護老人保健施設	施設サービス計画に基づいて、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービスを提供する施設です。
介護療養型医療施設	施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行うサービスを提供する施設です。

5. 介護給付費・介護予防給付費の見込み

介護給付費・介護予防給付費についても、平成 24 年度から平成 26 年度までの実績の下に、平成 27 年度から平成 29 年度の見込み値を算出しています。

(1) 介護給付費の推計

単位：千円

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
居宅介護サービス	訪問介護	20,439	21,281	29,564	36,504	15,317	38,031
	訪問入浴介護	5,333	5,461	5,288	4,373	4,285	5,415
	訪問看護	15,435	17,397	17,130	14,900	15,442	20,273
	訪問リハビリテーション	1,614	1,737	1,465	1,671	1,431	1,856
	居宅療養管理指導	1,106	1,068	855	609	538	630
	通所介護	75,072	79,812	79,830	83,584	65,388	88,855
	通所リハビリテーション	10,259	10,708	11,754	15,187	18,963	25,341
	短期入所生活介護	23,134	22,106	17,459	11,281	12,858	18,561
	短期入所療養介護	1,898	1,999	165	165	165	165
	特定施設入居者生活介護	31,997	28,247	19,195	21,058	27,980	37,192
	福祉用具貸与	13,855	13,806	12,537	11,621	11,117	14,350
	特定福祉用具販売	592	488	211	132	88	36
	住宅改修	949	1,166	455	380	366	406
	居宅介護支援	25,455	26,663	28,651	28,849	27,596	33,781
小計	227,138	231,939	224,559	230,314	201,534	284,892	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	32,851	41,160	41,304	42,243	51,733	53,581
	認知症対応型共同生活介護	34,408	37,508	43,977	48,241	51,612	52,627
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	42,218	59,440	60,320	59,065	129,044	129,044
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護					11,994	14,283	
小計	109,477	138,108	145,601	149,549	244,383	249,535	
施設サービス	介護老人福祉施設	148,805	118,381	115,390	118,058	144,377	150,281
	介護老人保健施設	52,296	60,457	73,307	76,262	78,287	78,287
	介護療養型医療施設	1,039	3,019	3,049	2,985	2,980	2,980
小計	202,140	181,857	191,746	197,305	225,644	231,548	
合計【介護給付費】	538,755	551,904	561,906	577,168	671,561	765,975	

(2) 介護予防給付費の推計

単位：千円

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
居宅介護予防サービス	介護予防訪問介護	3,428	3,699	4,038	4,324	4,774	2,665
	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	1,223	2,026	2,050	1,117	1,095	654
	介護予防訪問リハビリテーション	162	442	466	426	379	321
	介護予防居宅療養管理指導	464	396	415	425	452	477
	介護予防通所介護	22,986	22,925	18,228	14,371	21,884	9,540
	介護予防通所リハビリテーション	4,541	4,164	4,217	4,333	5,854	7,632
	介護予防短期入所生活介護	486	329	157	157	157	157
	介護予防短期入所療養介護	0	58	0	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	3,189	6,324	5,087	4,236	2,824	1,412
	介護予防福祉用具貸与	870	800	1,112	1,308	1,549	1,829
	特定介護予防福祉用具販売	320	323	565	830	1,162	1,516
	介護予防住宅改修	928	737	766	1,022	1,317	1,697
	介護予防支援	4,701	4,701	4,323	4,109	4,036	3,843
小計	43,298	46,924	41,424	36,658	45,483	31,743	
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	5,417	2,227	2,213	1,822	1,418	1,131
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
	介護予防地域密着型通所介護					0	0
小計	5,417	2,227	2,213	1,822	1,418	1,131	
合計【介護給付費】	48,715	49,151	43,637	38,480	46,901	32,874	

(3) 地域支援事業費の推計

単位：千円

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
地域支援事業費	21,972	22,570	28,950	29,690	30,340	42,498

6. 介護保険料の設定

(1) 第5期計画の所得段階別第1号被保険者の保険料段階表

所得段階	保険料率	対 象 者	保険料額
第1段階	基準額×0.50	○生活保護受給者または老齢福祉年金受給者(市町村民税世帯非課税者)	月額 2,500 円 年額 30,000 円
第2段階		○世帯全員が市町村民税非課税で公的年金等収入金額＋合計所得金額が80万円以下の方	
第3段階	基準額×0.625	○世帯全員が市町村民税非課税で公的年金等収入金額＋合計所得金額が80万円を超えて120万円以下の方	月額 3,125 円 年額 37,500 円
第4段階	基準額×0.75	○世帯全員が市町村民税非課税で公的年金等収入金額＋合計所得金額が120万円を超える方	月額 3,750 円 年額 45,000 円
第5段階	基準額×0.875	○本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税者あり)で、公的年金等収入金額＋合計所得金額が80万円以下の方	月額 4,375 円 年額 52,500 円
第6段階 (基準額)	基準額×1.0	○本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税者あり)で、公的年金等収入金額＋合計所得金額が80万円を超える方	月額 5,000 円 年額 60,000 円
第7段階	基準額×1.125	○本人が市町村民税課税で合計所得金額が125万円未満の方	月額 5,625 円 年額 67,500 円
第8段階	基準額×1.25	○本人が市町村民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	月額 6,250 円 年額 75,000 円
第9段階	基準額×1.50	○本人が市町村民税課税で合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	月額 7,500 円 年額 90,000 円
第10段階	基準額×1.75	○本人が市町村民税課税で合計所得金額が300万円以上の方	月額 8,750 円 年額 105,000 円

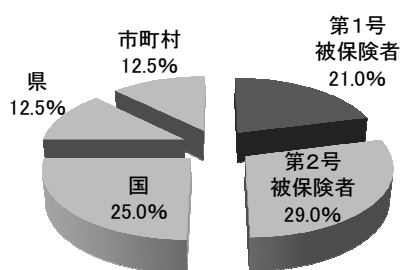
(2) 保険料算出にあたっての第5期計画からの変更点

①第1号被保険者及び第2号被保険者の負担割合

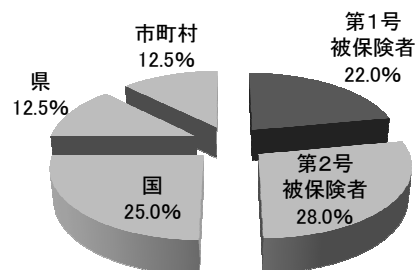
介護保険では、原則として保険給付に要する費用の約半分を公費で負担し、残りを第1号被保険者、第2号被保険者からの保険料で負担する仕組みとなっています。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の負担割合は、全国ベースでの被保険者の比率に基づいて政令で定められ、今回計画からは第1号被保険者が22.0%、第2号被保険者が28.0%となります（前回計画での負担割合は第1号被保険者が21.0%、第2号被保険者が29.0%）。

第5期(平成24年度～平成26年度)



第6期(平成27年度～平成29年度)



②所得段階の見直し

所得水準に応じたきめ細かな保険料設定を行う観点から、標準段階を現行の6段階から9段階に細分化されます。また、前回計画から引き続き、保険者の判断による弾力化が可能となっています。

③低所得者対策の強化

現行の第1段階の保険料率を0.45に軽減し、軽減分については国が50%、県が25%、市町村が25%を負担する新たな保険料軽減の仕組みが導入されます。

また、平成29年4月よりは低所得者に対する公費による保険料軽減が拡大され、第1段階が0.3、第2段階が0.5、第3段階が0.7に軽減する予定となっています。

④一定以上の所得者の自己負担割合の見直し

一定以上所得のある利用者の自己負担が、1割から2割に引き上げられます。

⑤介護報酬の改定

平成27年4月から介護報酬が改定され、改定率はサービスに関わらず一律2.27%の減少となる予定です。

(3) 第1号被保険者の保険料の算出

第1号被保険者の介護保険料（基準額）は、以下の手順で算出しています。

■介護保険事業費の見込み

単位：円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
標準給付費	649,358,706	750,165,299	831,740,413	2,231,264,418
地域支援事業費	29,690,351	30,340,362	42,497,574	102,528,286
合計	679,049,057	780,505,661	874,237,987	2,333,792,704

※端数処理の関係上、合計値が合わない場合があります。

1

標準給付費＋地域支援事業費合計見込み額（平成 27 年度～平成 29 年度）

2,333,792,704 円

×22%（第1号被保険者の負担割合）

2

第1号被保険者負担分相当額（平成 27 年度～平成 29 年度）

513,434,395 円

＋ 調整交付金相当額	111,563,221 円
－ 調整交付金見込み額	103,223,000 円
－ 介護給付費準備基金取崩額	11,000,000 円
－ 財政安定化基金取崩による交付額	0 円
＋ 市町村特別給付費等	0 円

3

保険料収納必要額（平成 27 年度～平成 29 年度）

525,542,356 円（収納率 97.19%で補正後）

÷

4

所得段階別加入割合補正後被保険者数

8,263 人

（基準額の割合により補正した平成 27 年度～平成 29 年度までの被保険者数）

÷12ヶ月

5

基準月額 5,300 円（年額 63,600 円）

(4) 今回計画の所得段階別第1号被保険者の保険料段階表

所得段階	保険料率	対 象 者	保険料額
第1段階	基準額×0.45	○生活保護受給者または老齢福祉年金受給者 (市町村民税世帯非課税者) ○世帯全員が市町村民税非課税で公的年金等収入金額 +合計所得金額が80万円以下の者	月額 2,385円 年額 28,620円
第2段階	基準額×0.75	○世帯全員が市町村民税非課税で公的年金等収入金額 +合計所得金額が80万円超120万円以下の者	月額 3,975円 年額 47,700円
第3段階		○世帯全員が市町村民税非課税で公的年金等収入金額 +合計所得金額が120万円超の者	
第4段階	基準額×0.90	○本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税者 あり)で公的年金等収入金額+合計所得金額が80万 円以下の者	月額 4,770円 年額 57,240円
第5段階 (基準額)	基準額×1.00	○本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税者 あり)で公的年金等収入金額+合計所得金額が80万 円超の者	月額 5,300円 年額 63,600円
第6段階	基準額×1.15	○本人が市町村民税課税で合計所得金額が120万円未 満の者	月額 6,095円 年額 73,140円
第7段階	基準額×1.30	○本人が市町村民税課税で合計所得金額が120万円以 上190万円未満の者	月額 6,890円 年額 82,680円
第8段階	基準額×1.50	○本人が市町村民税課税で合計所得金額が190万円以 上290万円未満の者	月額 7,950円 年額 95,400円
第9段階	基準額×1.75	○本人が市町村民税課税で合計所得金額が290万円以 上500万円未満の者	月額 9,275円 年額 111,300円
第10段階	基準額×1.90	○本人が市町村民税課税で合計所得金額が500万円以 上700万円未満の者	月額 10,070円 年額 120,840円
第11段階	基準額×2.00	○本人が市町村民税課税で合計所得金額が700万円以 上の者	月額 10,600円 年額 127,200円

※保険料率については、将来的に消費税率の改正などの影響を受け、変更がある可能性があります。

第2章 地域包括ケアシステムの構築・強化

1. 住み慣れた地域の中で支え合う仕組みづくり

(1) 地域包括支援センターの充実

①地域包括支援センターの充実

今後の取り組み

度会町では、保健師、社会福祉士、ケアマネジャーなどが中心となって、介護、健康、福祉、医療、生活など、地域包括ケアシステムの構築に関わる総合的な相談支援などを行っており、また介護・医療の連携の拠点となるなど、地域の保健、医療、福祉のワンストップ相談窓口としての役割を担っています。

今後も高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、ケアマネジャーなどがそれぞれの専門性を発揮し、相互連携を強化しながら取り組んでいきます。

また、昨今では認知症や介護疲れ、虐待、悪徳商法の被害など、多様かつ複雑な事情を抱え、支援が困難なケースが顕在化してきており、加えて新たな地域支援事業の実施など、地域包括支援センターに求められる役割はますます重要となっています。

そのため、相談支援窓口としての機能を強化し、サービス提供体制を充実するとともに、住民のきめ細かいニーズを反映できるように、地域包括支援センターの保健師や社会福祉士など、専門職員の人員強化を図っていきます。

②地域包括支援センターの周知

今後の取り組み

地域包括支援センターを知らないという高齢者の声に対応するために、地域の連携を進める中で、地域包括支援センターを多くの住民に知ってもらえるよう、地域包括支援センターの場所や支援内容など、基本的な情報をあらゆる機会を捉えてPRしていきます。

また、地域包括支援センターや庁内からだけでなく、さまざまな関係組織・団体からも積極的に情報の提供に努めてもらえるよう、協力を要請します。

(2) 在宅医療・在宅介護の連携

今後の取り組み

高齢者になるべく住み慣れた地域に暮らし続けるためには、在宅医療サービスを提供する診療所や病院などと、在宅介護サービスを提供する介護施設が連携を図り、介護ニーズと医療ニーズを持つ高齢者に対応していく必要があります。

連携を図る場として、各専門職のネットワークである「地域ケア会議」、また町内の医療機関連絡会の立ち上げを行い、それらを活用しながら、情報の共有に取り組んでいきます。

また、医療機関との連携を強化し、住民への往診や訪問看護の提供ができるように図っていきます。

さらに、町内だけでなく、医師会などと連携し、より効果的・横断的な情報共有や合同での人材研修などに取り組めるよう、近隣市町との連携を図っていきます。

(3) 地域ケア会議の運営

今後の取り組み

地域の中で支援が必要となった高齢者を支えるために、住民、ケアマネジャーやサービス事業所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの多方面の関係者が連携した、地域包括支援センターを中心とする地域ケア会議の充実が求められています。

特に、ケアマネジャーや社会福祉協議会などから情報を得ている高齢者が多く、また地域包括支援センターには医療機関などの関係機関との連携強化が大きく期待されており、こうした機関同士が連携する中で、地域の中での見守り体制の構築が必要となります。

また、専門職のネットワークだけでなく、家族や地域住民などの思いを反映し、本当に必要とされているケア体制を構築していく必要があります。

高齢者の支援の連携について、地域ケア会議の開催を積み重ねていく中で、各地域で高齢者の支援を担う組織など関係者の連携を強化するとともに、地域の中で抱える課題について整理し、解決に向けて協議していきます。

また、地域の集まりや組織などの活動の中から出てくるような意見を吸い上げ、必要に応じて新たなネットワークや資源の構築につなげていきます。

(4) 生活支援コーディネーターの活用

今後の取り組み

高齢者からの多様化・複雑化した課題の解決のためには、限られた資源からの取り組みを最も効果的に提供するため、相談（ニーズ）とサービス提供のコーディネート機能が必要です。

生活支援コーディネーターとは、日常生活上のちょっとした支援が必要な高齢者の情報集約や情報の発信、集約した情報に対応するサービス提供主体同士の連携体制の構築や、地域に不足するサービスの創出、人材育成など、非常に幅広い事業に関わる専門職員です。

生活支援コーディネーターを配置し、生活支援、見守り、社会参加の支援などのコーディネート機能を充実させ、地域包括支援センターと連携しながら、生活支援・介護予防サービスの提供体制づくりを推進します。

2. 認知症高齢者への支援と予防対策の推進

(1) 早期発見・早期対応制度の充実

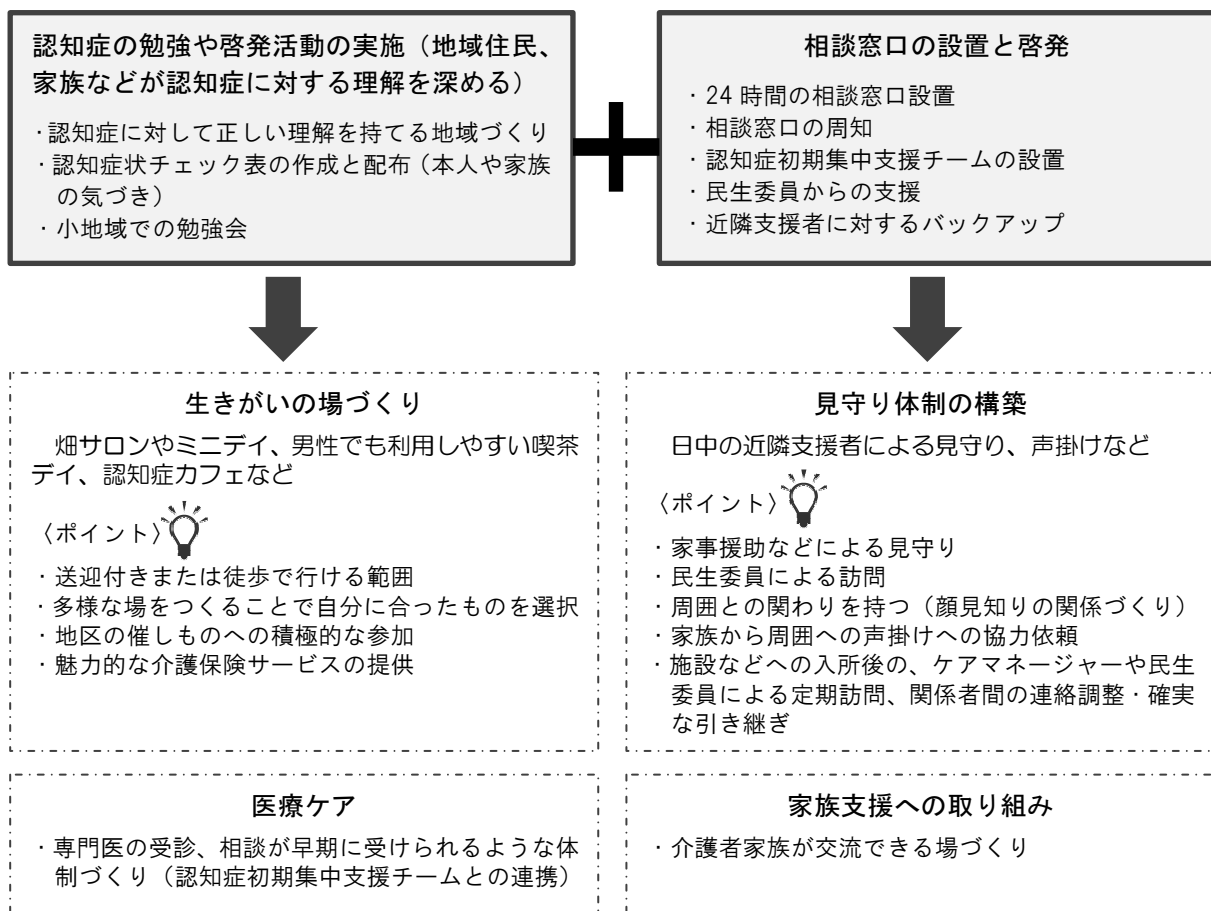
① 認知症ケアパス

今後の取り組み

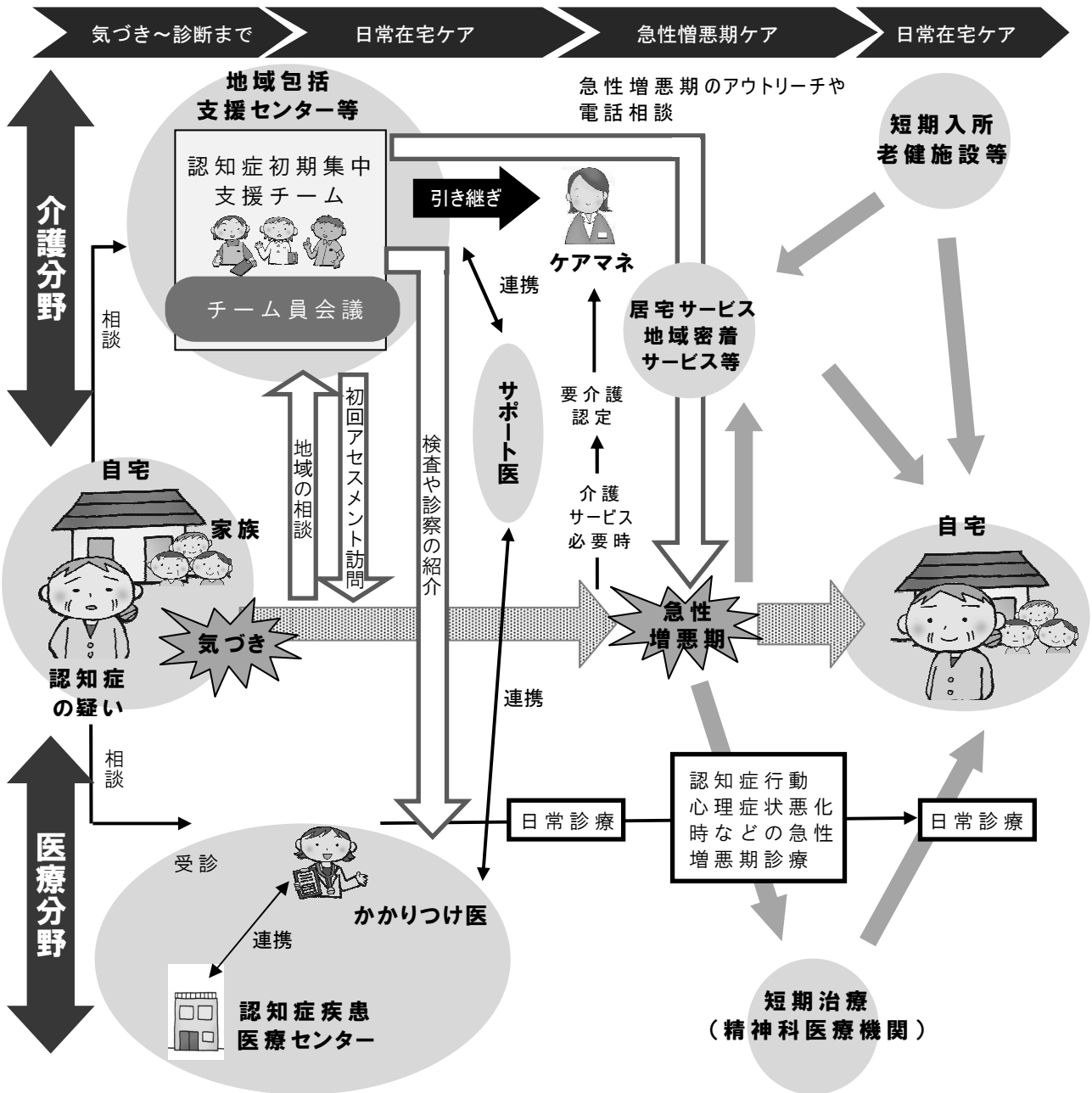
認知症ケアパスとは、認知症と疑われる症状が発生した、もしくはすでに認知症になっている人を支える際に、いつ、どこで、どのように支援を提供すればよいかということ、認知症症例の順に示したものであり、状態に応じた適切な医療やサービスの提供の流れをまとめています。

度会町においては、高齢者の状態に応じた対応ができるよう、認知症ケアパスの作成に努めます。また、認知症ケアパスの初期段階において重要な早期発見・早期対応を図る機関として、認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームの立ち上げを図ります。

■ 度会町における認知症対策イメージ



■度会町における認知症ケアパスイメージ



②認知症の方を支援できる体制づくり

今後の取り組み

認知症は、早期発見・早期対応によって進行の遅滞や症状の改善が図れる場合があります。そのため、認知症についての相談窓口の強化を図り、認知症についてだれにも相談できない方などが、相談窓口につながるよう普及させていきます。

また、普段から高齢者の見守りなどを行う民生委員の取り組みや、認知症高齢者の近隣に暮らす支援者などへの理解や協力が得られるよう支援していきます。

認知症の人を早期に発見した後に、専門職への助言、関係機関の調整などを迅速に行う必要があります。高齢者やその家族に対して早期の受診を促進するとともに、かかりつけ医や地域の中の認知症サポーター、認知症地域支援推進員と詳細な情報が共有され、専門家や認知症初期集中支援チームの支援や助言が迅速に受けられるような体制構築をめざし、早期発見・早期対応を図れるよう連携の強化を推進していきます。また、認知症を発症し、施設などに入所した後にも、地域とのつながりを持てるような支援体制づくりを進めていきます。

さらに、認知症が疑われる人を早期に発見するためには、地域の高齢者の見守りや声かけも重要になります。そのため、金融機関、郵便局、スーパー、コンビニ、商店などで、小銭の計算ができなかったり、窓口手続きが困難な高齢者に対しては、可能な範囲で声かけを行い、早期発見につなげられるように、協力を要請していきます。

(2) 認知症の啓発の強化

①啓発の推進

今後の取り組み

認知症という言葉は平成 16 年ごろから登場して普及し始めており、認知症という言葉自体の認知度の高まりがみられたり、身近な問題として捉えられていることがわかります。一方で、自分や家族が認知症であると知られることが恥ずかしいという思いから、なかなか周りに相談できないという現状もみられます。

そのため、認知症の症状の進行具合や、適切な対応方法、発症の背景などのより深い知識について、あらゆる機会を通じて住民に周知し、認知症を正しく理解している人を増やしていきます。

②認知症の啓発による予防対策

今後の取り組み

認知症の発症には生活習慣が関わる部分が大きいのと研究結果があり、運動不足や閉じこもりなどが認知症の原因になりやすいといわれています。

こうした生活習慣が認知症の発症の原因になるということを住民に周知するとともに、動脈硬化や脳卒中などの生活習慣病による認知症の発症を防ぐため、特定健康診査の受診勧奨を行います。

また、生きがいづくり活動の提供によって、運動不足や閉じこもりを防止することが必要です。サロン活動やミニデイ、さらには地域の催し活動などを通じて認知症予防に努めていきます。

③認知症高齢者見守り事業（認知症サポーター養成講座）

今後の取り組み

認知症高齢者を地域の住民が早期に発見したり認知症の支援者として、住民の認知症サポーターが増加していくことが重要です。

そのため、現在町内で取り組んでいる認知症高齢者見守り事業（認知症サポーター養成講座）を引き続き推進し、認知症サポーターの増員を図ります。

(3) 認知症高齢者の家族を支える仕組みづくり

認知症の人を自宅でケアする家族などには、身体的、精神的な負担が大きく、悩みを抱えやすい傾向にあります。また、介護者が高齢者の介護に一生懸命に取り組むあまり、心身ともに疲れきり追いつめられることで、高齢者虐待などにつながってしまうこともあります。

そのため、認知症ケアパスの仕組みの中で、認知症高齢者だけではなくその家族についても支えるため、徘徊高齢者を見守る体制や、認知症家族が交流し、悩みを話し合える場の設定が求められています。

認知症高齢者を在宅でケアする家族同士の交流会の実施や、認知症の方と家族と一緒に利用することができる認知症カフェの実施を検討するなど、認知症高齢者の家族を支える仕組みづくりに取り組んでいきます。

また、家族の交流会については、介護経験者と介護経験の浅い方とが交流を図り、効果的なケア方法を身近な場で学ぶことができるようにするなど、運営に工夫を凝らしていきます。

3. 安心して健やかに暮らせる地域づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

①健康づくりの機会の提供

今後の取り組み

我が国では、高齢者が健康を損ね、要支援・要介護状態となってから亡くなるまでに、約10年かかるといわれています。

度会町においても、健康に不安を抱え、定期的に通院する高齢者が多数となっている中で、高齢者の健康づくりのための機会の提供は、地域の中で自立して過ごす高齢者の増加のために重要になります。

そのため、運動機能低下予防啓発事業や閉じこもり予防教室（ミニサロン）、高齢者の健康教育・健康相談など、一般介護予防事業を活用しながら元気な高齢者（要支援・要介護認定を受けていない高齢者）の増加を図っていきます。

また、要介護状態の軽減を図り、自立した生活の継続を進めていきます。

②かかりつけ医の普及

今後の取り組み

手厚いサポートが必要な高齢者や認知症初期の症状が自覚しにくい状態の人を地域の中で発見するために、高齢者がそれぞれ身近にかかりつけ医や、なじみの薬局などを持つよう啓発に努めます。

③各種検（健）診の充実

今後の取り組み

高齢期における健康は、それ以前の年代からの正しい生活習慣が重要になります。しかし、高齢期に差しかかる前の壮年期は、一般的に社会的環境や人間関係などにより、健康的な生活習慣を維持することが難しい時期でもあります。

生活習慣病の発症や進行によって、高齢期に健康を損ね、要支援・要介護状態となってしまうことを防ぐため、各種検（健）診について受診勧奨を積極的に行うとともに、健康に関心を持ち、自らが健康づくりを実践していけるような意識づくりにも取り組んでいきます。

④高齢者スポーツの推進

今後の取り組み

スポーツやレクリエーション活動によって体力の増進やストレスの解消を図ったり、顔見知りを増やすことができるよう、体力や体の状態に合わせてできる高齢者スポーツの普及を、老人クラブ、サークル活動などの団体と連携して図っていきます。

また、現在町内で取り組まれている高齢者向けのスポーツが引き続き提供されるよう、活動団体への支援を行うとともに、高齢者スポーツを行う場所の維持を行っていきます。

(2) 社会参加を推進する活動の活性化

①生涯学習・文化活動の充実

今後の取り組み

自己の教養を高めるための講座などへの参加は、高齢者自身の知識や意識のさらなる向上にとどまらず、新たな人とのつながりづくりや外出の機会の拡大など、社会参加を促進する生きがいづくり活動の機会でもあります。

すでに町内で実施されている学習の機会へ的高齢者の参加を促進するとともに、特に高齢男性などが参加しやすいように、「男の料理教室」の充実や、少人数や一人でもできる社会参加の場の検討など、高齢者の多様なニーズに対応した学習・活動を提供していきます。

また、さまざまな技術や経験を持つ高齢者が、生涯学習・文化活動の新たな講師としても頼られ、活躍できるような活動の運営を図っていきます。

さらに、生涯学習・文化活動で培われた学習成果を、発表できるような機会や場の提供に努めます。

②身近な地域での集まりの促進

今後の取り組み

閉じこもりの傾向がみられる高齢者が増えていますが、近くに出かける場所がないという声も多く聞かれます。また、2～3人から使用でき、いつ行っても開いているような場が、歩いて行くことのできる距離にあると良いといった具体的な要望も聞かれます。

こうしたニーズを満たすため、総合的な生涯学習講座やスポーツクラブの提供と並行して、身近な場所に仲間内で集まって、おしゃべりができたり、気軽に介護予防に取り組めるサークルやサロン活動などを、自治会や地域の団体などが主導で立ち上げられるように支援していきます。また、地域の飲食店や介護施設、商工会などとも連携し、身近な集まりの場を増やしていくよう努めます。

さらに、こうしたより身近な地域での取り組みが、町内のさまざまな自治会などにおいても取り込まれるように、情報の集約と提供を図っていきます。

③有償ボランティアや就労による社会参加

今後の取り組み

社会参加を通じて、だれかに頼られたり、自分の能力を十分に発揮できることで、生きがいを感じたり、積極的に外出したりする高齢者が増加するように図っていくことが重要です。

そのため、社会福祉協議会が実施する有償ボランティアの「お助け隊」の強化を図り、有償ボランティアに取り組む高齢者を増やしていきます。また、高齢者が就労できる機会をつくるために、シルバー人材センターの設置を推進していきます。

④地域のリーダー・相談役の掘りおこし

今後の取り組み

地域の中でボランティア活動などを主導できる人材や、地域に精通している相談役の発掘などを行い、高齢者が地域の中で役割を持ち、その力を発揮できるような環境づくりを進めます。

また、ボランティア団体や各サロン活動などにおいても、地域活動・地域交流の推進役が住民の中から出てくるように、関係団体への支援を行います。

(3) 高齢者の権利擁護のための取り組み

① 高齢者虐待の防止

今後の取り組み

高齢者虐待防止に向けた連携体制として、地域包括支援センターを主軸に、専門職やインフォーマルな人材との連携・連絡体制の構築によって、より柔軟な対応が求められています。

度会町では、地域包括支援センターが高齢者の虐待への対応の中核的機能を担っており、今後も他の関係機関との連携を図りながら、第三者からの高齢者虐待の通報などに対して、適切な相談や指導、助言を行っていきます。

また、高齢者虐待防止を促進するため、住民に対してチラシやホームページなどの媒体を用いた啓発に取り組みます。さらに、高齢者虐待を通報・相談する窓口の周知を図っていきます。

② 成年後見制度の利用の促進

今後の取り組み

地域包括支援センターにおいて、高齢者などからの成年後見制度や権利擁護に関する相談を受けるとともに、相談内容によっては社会福祉協議会や専門機関との連携を図ります。成年後見を申し立てる親族のいない高齢者に対しては、町長からの申し立てを実施するなど、制度を受けられない高齢者がいないように図ります。

また、住民を対象とした成年後見制度の周知を図る研修会などの開催、手続きに関する各種制度や相談窓口の周知など、成年後見制度についての普及、啓発に取り組んでいきます。

(4) 高齢者の住環境の整備

①住宅改修の支援

今後の取り組み

度会町では約8割の高齢者が持ち家に暮らしていますが、家の中がバリアフリー化されていないという声が多くなっています。

そのため、要支援・要介護者が、自宅に手すりを取り付けるなどの住宅の改修を行う際には、介護給付・介護予防給付による住宅改修費の範囲の中で支援を行います。また、高齢者の身体機能の低下や障害の程度に応じて自宅のバリアフリー化を進めていくために、住宅改修に関する相談などの支援に心がけます。

②公共施設のバリアフリー化

今後の取り組み

閉じこもりのリスクにつながらないよう、公共施設等におけるバリアフリー化などの環境整備については、庁内の担当課と連携し、高齢者の外出を妨げることがないように整備を進めます。

(5) 防災・安全対策の推進

①避難行動要支援者の状況把握

今後の取り組み

近年、大型の台風や集中豪雨による土砂災害などの被害が増加していますが、こうした災害の被害に遭いやすい人の中には、一人で避難することが難しい高齢者が含まれます。

そのため、地域の自主防災組織、認知症サポーターなどの地域住民、民生委員、ケアマネジャー、地域包括支援センター、社会福祉協議会などが中心となって避難行動要支援者の様子を普段から確認し、要支援者本人や家族などの情報をまとめておくとともに、いざという時に避難支援にあたることができるような体制を、構築できるよう図っていきます。

②避難行動要支援者名簿の登録促進

今後の取り組み

避難行動要支援者の状況把握と並行して、避難行動要支援台帳登録制度の周知を図り、登録の促進に努めます。また、登録した情報についても、随時更新などを図り、緊急時に対応できるよう整備していきます。

さらに、各地区自主防災組織との連携を図ります。

③地域における防犯体制の推進

今後の取り組み

高齢者が犯罪に巻き込まれることがないように、地域における防犯のための取り組みの促進や、犯罪防止のための情報提供を進めていき、未然防止に努めます。

4. 高齢者の生活を支援するサービスの充実

高齢者の生活を支援し、要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になった場合においても、可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように、地域支援事業について推進を図ります。

国の制度改正により、今回計画より、介護予防・生活支援サービス事業において多様な担い手による多様なサービスが可能になり、包括的支援事業の取り組みが拡大され、地域包括支援センターに求められる役割が大きくなるなど、地域支援事業の枠組みが大きく見直されています。

度会町では、社会福祉協議会などの関係団体と密接な連携を行い、地域福祉の視点を踏まえた仕組みづくりを検討しながら、今回計画期間中（平成 27 年度から平成 29 年度まで）に下記のように事業を充実させていきます。

地 域 支 援 事 業	
1) 介護予防・生活支援サービス事業	①訪問型サービス (身体介護、生活援助などの提供)
	②通所型サービス (機能訓練や集いの場などの提供)
	③生活支援サービス (配食や見守りの提供)
	④介護予防支援事業(ケアマネジメント) (総合事業によるサービスなどのケアマネジメント)
2) 一般介護予防事業	①介護予防把握事業 (支援を要する者を把握、介護予防活動への連携)
	②介護予防普及啓発事業 (介護予防活動の普及・啓発の実施)
	③地域介護予防活動支援事業 (住民主体の介護予防活動の育成・支援の実施)
	④一般介護予防事業評価事業 (一般介護予防事業の評価を実施)
	⑤地域リハビリテーション活動支援事業 (介護予防の取り組みを機能強化するため、各種事業や会議、通いの場などへのリハビリ専門職等による助言などを実施)

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

地域支援事業	
(2) 包括的支援事業	①総合相談支援事業
	②権利擁護事業
	③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 (ケアマネジメント支援)
	④地域ケア会議の充実
	⑤在宅医療・介護連携の推進 (保健・医療・介護連携会議)
	⑥認知症施策の推進 (認知症初期集中支援チーム設置、認知症サポーター養成講座開催、認知症地域支援推進員配置、認知症ケアパス作成など)
	⑦生活支援サービスの体制整備 (生活支援サービス協議体の設置、生活支援コーディネーター配置)
(3) 任意事業	①介護給付等費用適正化事業
	②家族介護支援事業 (家族介護教室、おむつ支給支援事業)
	③その他事業 (成年後見制度利用支援事業など)

地域支援事業以外にも、度会町独自の事業である高齢者福祉事業について、継続して取り組むことで、高齢者の生活支援を図っていきます。

高齢者福祉事業	
(4) 高齢者福祉事業	①敬老祝金
	②福祉有償運送事業
	③緊急通報装置貸業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の提供

1) 介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス

今後の取り組み

訪問型サービスとは、現行の介護予防訪問介護に相当する訪問介護員による身体介護や生活援助など、それ以外の多様なサービスからなります。多様なサービスとは、指定事業者や委託事業者による生活援助等や、有償・無償のボランティア等により提供される、住民主体の自主活動として行う生活援助等があり、これらのサービスを柔軟に提供するサービスです。

現行の介護予防訪問介護の対象者の一部と従来の二次予防事業対象者が、円滑にこれらサービスに移行できるように、今回計画期間の早期から、特に多様なサービスを提供できる体制づくりに努め、移行後においても、利用者の自立支援を目的とする訪問型サービスの提供体制の充実に努めます。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問型サービス		→	

②通所型サービス

今後の取り組み

通所型サービスとは、現行の介護予防通所介護に相当する生活機能向上のための機能訓練など、それ以外の多様なサービスからなります。多様なサービスとは、指定事業者や委託事業者によるミニデイサービス、運動・レクリエーション等や、有償・無償のボランティア等により提供される、住民主体による体操、運動等の自主的な通いの場の提供等があり、これらのサービスを柔軟に提供するサービスです。

現行の介護予防通所介護対象者の一部と従来の二次予防事業対象者が、円滑にこれらサービスに移行できるように、今回計画期間の早期から、特に多様なサービスを提供できる体制づくりに努め、移行後においても、利用者の自立支援を目的とする通所型サービスの提供体制の充実に努めます。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
通所型サービス		→	

③生活支援サービス

今後の取り組み

その他の生活支援サービスとは、住民が地域における自立した日常生活の支援のための事業であり、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められるものであり、栄養改善を目的とした配食や一人暮らしの高齢者等に対する見守りとともに行う配食、住民ボランティアなどが行う訪問による見守り（定期的な安否確認等）などのサービスです。

本町では、現在の町社会福祉協議会に委託して行われているふれあい食事サービスを見直し、町社会福祉協議会やその他の事業者と連携協力しながら、栄養改善や見守り等を目的とした配食サービスの拡充を図ります。また、現在実施している避難行動要支援者名簿を活用した見守り体制も継続して努めます。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活支援サービス		→	

④介護予防支援事業（ケアマネジメント）

今後の取り組み

介護予防支援事業とは、現行の介護予防事業の二次予防事業対象者が要介護などの状態に至らず生活が送れるように、対象者の心身の状況や置かれている環境に応じて介護予防事業などが包括的・効率的に実施されるよう、必要時介護予防ケアプランの作成や評価等の必要な援助を行う事業です。

介護予防・生活支援サービス事業の実施時期に併せ、要支援者などに対し、総合事業等によるサービスなどが適切に提供できるようケアマネジメントを行います。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防ケアマネジメント		→	

2) 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

今後の取り組み

介護予防把握事業とは、民生委員などから収集した情報などの活用により、閉じこもりなどの何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげていく事業です。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防把握事業	■	■	■

②介護予防普及啓発事業

住民の介護予防に関する理解を深め、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通して参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するため、また、自立支援に関する取り組みを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域を構築するための介護予防活動の普及啓発として以下の事業を実施します。

◆総合介護予防教室（楽々わいわい塾）

今後の取り組み

総合介護予防教室（楽々わいわい塾）とは、介護予防について理解するとともに、高齢者が自立した生活を送ることができるよう介護予防活動に取り組んでもらうために、運動器及び口腔機能の向上、閉じこもり予防などの総合的な介護予防教室です。

総合事業へ移行後は、この教室が通いの場の一つとなり、参加者が地域における住民主体の通いの場へ移行していけるように役割を分担し、連動した事業となるように努めます。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総合介護予防教室（楽々わいわい塾）	■	■	■

◆運動機能低下予防啓発事業（いきいきライフ教室など）

今後の取り組み

運動機能低下予防啓発事業とは、運動指導士による転倒・骨折予防等の運動を行う「いきいきライフ教室」や、リハビリ専門職が関与する「スポーツ活動促進事業（仮称）」などにより運動機能の低下を予防する事業です。高齢者が介護予防活動を継続することで自立した生活が送れるよう、総合事業へ移行後は地域の住民主体の通所型サービスと連携した教室運営を検討します。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
いきいきライフ教室	→		
スポーツ活動促進事業	→		

◆閉じこもり予防教室（ミニサロン）

今後の取り組み

閉じこもり予防教室（ミニサロン）とは、高齢者の閉じこもりの予防を図ることで、元気でいきいきとした生活を維持し、要介護状態になることを予防する事業です。

高齢者の介護予防を促進し、自立した生活を送れるように、今後取り組みを充実させ、総合事業へ移行後は、通所型サービスにおける住民主体の通いの場となるよう発展させていきます。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
閉じこもり予防教室（ミニサロン）	→	→ 発展	→

◆高齢者健康教育・健康相談

今後の取り組み

高齢者健康教育・健康相談とは、各地区の老人会などより依頼があった場合に、介護予防の講話を行うなどの事業です。自主的に健康づくりに取り組む高齢者の増加のために、活用してもらうように努めていきます。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
高齢者健康教育・健康相談	→		

③地域介護予防活動支援事業

地域介護予防活動支援事業とは、介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や、介護予防のための地域活動組織の育成及び支援を行う事業です。この事業においては下記の介護予防サポーター講座を継続して行います。

◆介護予防サポーター講座

今後の取り組み

介護予防サポーター講座は、養成講座と育成講座の2種類があります。

養成講座では、参加者自身が介護予防に努めるとともに、介護予防活動の担い手を増やしていく講座です。また、育成講座では、介護予防の担い手としての資質を向上、育成するものです。

さらに、介護予防サポーター講座に参加する住民を増加させ、外出機会の増加や仲間づくりなど、地域へ社会参加することでサポーター自身も生きがいを持ち、生活の質の向上を図れるように取り組んでいきます。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防サポーター講座	→		

④一般介護予防事業評価事業

今後の取り組み

一般介護予防事業評価事業とは、事業ごとの目標や取り組みに対し、一般介護予防事業の評価を行う事業です。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般介護予防事業評価	→		

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

今後の取り組み

地域リハビリテーション活動支援事業とは、介護予防の取り組みを機能強化するために各種会議や住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職などによる専門的な関与を促進する事業です。まずは、スポーツ活動促進事業（仮称）におけるリハビリ専門職による運動メニューの考案、助言などにより、地域の介護予防の取り組みを機能強化していきます。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域リハビリテーション活動支援事業	→		

(2) 包括的支援事業の提供

①総合相談支援事業

今後の取り組み

総合相談・支援事業とは、高齢者本人やその家族、近隣の住民、地域のネットワークなどを通じて、さまざまな相談を受けて、被保険者の心身の状況やその居宅における生活の実態、その他の必要な実情の把握を行い、また必要に応じて適切な機関、制度、サービスにつなぎ、継続的な支援を行う事業です。

保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整を行い、ワンストップサービスを心がけた支援を行います。

地域包括支援センターでは、地域の介護サービス事業者、各医療機関などとの連携に努め、さまざまな相談に迅速に対応します。また、どの職員が相談を受けても迅速な対応ができるように、情報共有や相談援助技術の向上と平準化を図っていきます。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総合相談・支援事業			

②権利擁護事業

今後の取り組み

権利擁護事業とは、被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見、その他被保険者の権利擁護のために、成年後見制度の紹介、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止などの必要な援助を行う事業です。

居宅での家族のケアや施設での介護といった場面で、高齢者の虐待を未然に防止するために、関係機関や団体と連携して高齢者の権利擁護の取り組みを進めていきます。また、成年後見制度について、住民に対する周知に取り組みます。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
高齢者虐待通報	—	—	—
権利擁護に関する周知			

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

今後の取り組み

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業とは、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関などの連携や在宅と施設の連携といった、多職種相互の協働体制の支援を行い、社会資源が切れ目なく活用できるように環境を整備し、また、個々のケアマネジャーのサポートをする事業です。

各種会議を通じた事業者間の多職種の連携を図るとともに、処遇困難な事例に対しては、担当ケアマネジャーへの指導・助言などの後方支援に努め、ケアマネジャーのさらなる資質向上を図るため、研修機会の提供や介護支援専門員のサポートに取り組みます。

さらに、ケアマネジャー同士のネットワーク網の構築を支援します。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ケアマネジャーへの支援			

④地域ケア会議の充実

今後の取り組み

地域ケア会議とは、要介護者などへの適切な支援の検討などを行うために、住民、ケアマネジャー、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者や、その他の関係者などにより構成され、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげ、また高齢者の自立した生活を送るための必要な支援体制に関する検討や地域課題の把握などを行う事業です。

生活支援サービスの体制づくりの基礎となる地域ニーズや社会資源の把握を行うよう、地域課題への取り組みを推進します。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域ケア会議の充実			


⑦生活支援サービスの体制整備

今後の取り組み

生活支援サービスの体制整備とは、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手となって参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、共同組合等多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していく事業です。

生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進するために、生活支援コーディネーターを配置し、また、多様な主体の参画を促すため、社会福祉協議会やNPO、各種団体、民間企業、ボランティア団体などによる定期的な情報共有、連携強化の場として生活支援サービス協議体を設置し、互助を基本とした資源開発などを推進します。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活支援コーディネーター配置			

(3) 任意事業の提供

①介護給付等費用適正化事業

今後の取り組み

介護給付等費用適正化事業とは、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保することで、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて介護保険制度の継続を図っていく事業です。主に以下の5点の事業に取り組みます。

- ①認定調査状況チェック
- ②ケアプランの点検
- ③住宅改修等の点検
- ④医療情報との突合・縦覧点検
- ⑤介護給付費通知

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護給付等費用適用化事業	▶		

②家族介護支援事業

◆家族介護教室

今後の取り組み

家族介護教室とは、要介護状態の被保険者の維持・改善を目的として、適切な介護知識・技術の習得や外部サービスの適切な利用方法を習得するための事業です。

家族が介護知識や技術を習得するだけでなく、家族同士の交流が図られるよう教室の内容について検討し、工夫していきます。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
家族介護教室	▶		

◆おむつ支給支援事業

今後の取り組み

家族介護継続支援事業（おむつ支給支援事業）とは、要介護認定者を在宅で介護している家族を支援するため、5,000円を限度としておむつなどの購入について助成を行う事業です。

事業についての十分な周知が図られていないため、在宅介護が継続するよう周知に努めます。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
おむつ支給支援事業	→		

③その他事業

◆成年後見制度利用支援事業

今後の取り組み

成年後見制度利用支援事業とは、低所得の高齢者にかかる成年後見制度の申し立てに要する経費や成年後見人などの報酬の助成を行い、包括的支援事業の権利擁護事業などを推進していくための事業です。

これまでの利用はありませんが、事業の周知を図り、必要な時に利用できるように努めます。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度の利用	→		

(4) 高齢者福祉事業の提供

①敬老祝金

今後の取り組み

本町に居住する満 100 歳以上の高齢者に対して、長寿を祝福し、敬老の意を示すための敬老祝金などを贈る事業です。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
敬老祝金	▶		

②福祉有償運送事業

今後の取り組み

在宅で生活している概ね 65 歳以上で一般の交通機関を利用することが難しい方、もしくは概ね 60 歳以上で下肢が不自由な方などを対象に、低額で送迎を行う事業です。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉有償運送事業	▶		

③緊急通報装置貸業

今後の取り組み

一人暮らしの高齢者などに対して、急病や災害時などの緊急時に迅速に対応したり、定期的に安否確認を行い、安心して在宅での生活を送れるように、緊急通報装置を貸与する事業です。

実施目標年度

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
緊急通報装置貸業	▶		

(5) 提供体制における目標と評価

①サービスの充実

(多様なニーズに対するサービスの広がりによる在宅生活の安心確保)

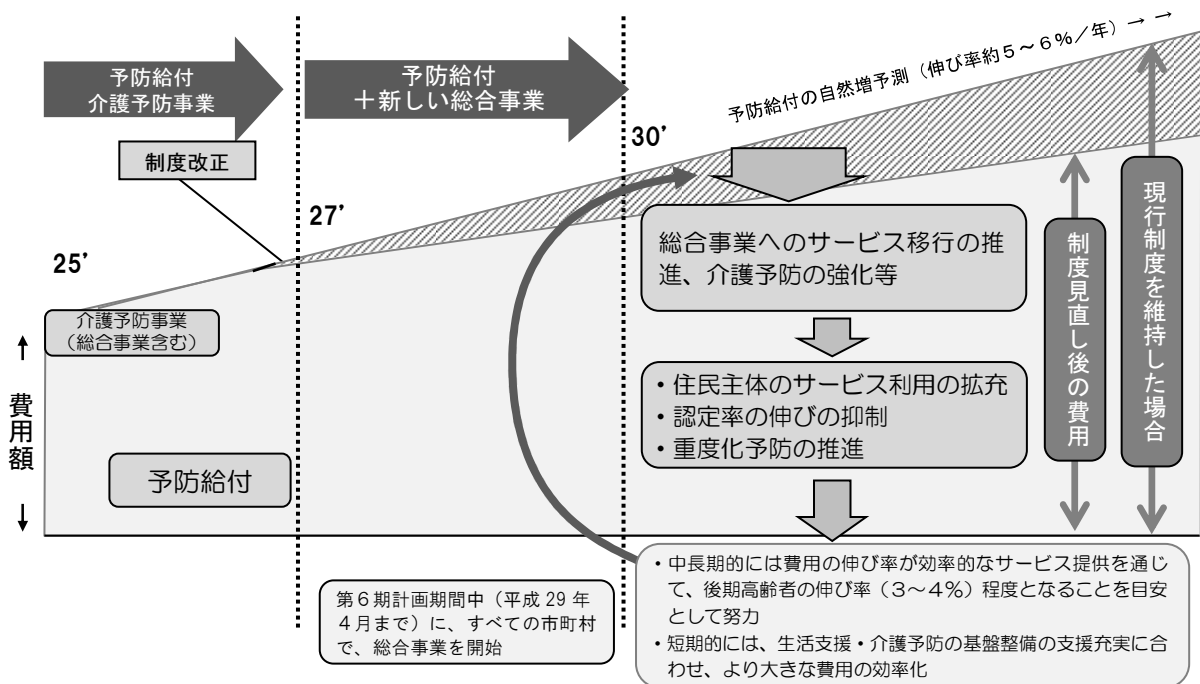
評価項目	目標(値)など
実施目標年度	事業ごと
ニーズの把握状況	—
ニーズに対する多様なサービス拡充状況	—

②費用の効率化

評価項目	評価指標	現在値	目標値		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
住民主体のサービス利用の拡充	住民主体サービスの利用者数	—	0 名	15 名	25 名
認定に至らない高齢者の増加	認定率(年)	17.2%	18.1%	19.8%	22.3%
重度化予防の推進	重度の要介護者率*(年)	33.0%	32.6%	33.2%	35.1%
費用額	給付との状況	予防給付費 43,740 千円 + 介護予防事業費 4,070 千円	予防給付費 33,410 千円 + 介護予防事業費 4,051 千円	予防給付費 36,428 千円 + 総合事業費 4,100 千円	予防給付費 27,034 千円 + 総合事業費 10,014 千円

※重度の要介護者率は、「要介護 1～3 の第 1 号被保険者 ÷ 要介護 1～5 の第 1 号被保険者」で算出。

■費用の効率化イメージ



第3章 計画の推進に向けて

1. 各主体との連携

(1) 庁内の推進体制

今回計画では、介護保険事業の円滑な運営とともに、高齢者の住み慣れた地域での生活を支え、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉分野のみならず生涯学習、生活環境などの総合的な支援に取り組む方針を示しています。

介護予防・健康づくりにおいては、高齢者になってからの取り組みだけでなく、若い世代からの取り組みが必要であり、町全体で介護予防・健康づくりに取り組む必要があります。

そのため、計画の推進にあたっては、福祉保健課を中心に庁内の関係各課と連携し、介護予防・健康づくりに対する意識を共有しながら、各種施策・事業を推進していきます。

(2) 地域との協働体制

今回計画は、度会町の行政計画であるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、地域ぐるみで高齢者を支える体制を実現していくための計画でもあります。

そのため、行政はもちろん、住民や団体、関連機関、地域が相互に連携を取りながら役割分担の下で取り組みを進めることが重要となります。

■行政

度会町は、高齢者などの保健・医療・福祉施策の充実や総合的な推進、施設の計画的な整備、人材確保への支援に努め、計画の進行管理を行います。また、身近な地域での助け合いや見守りの啓発、ボランティア活動の促進など、地域における福祉活動の支援に努めます。

■住民

生涯を通じていきいきと健康に暮らせるよう、自らの健康への意識を高めるとともに、趣味や生涯学習・スポーツなどの活動に積極的に取り組み、生きがいを持って積極的に社会参加を行うことが望まれます。

また、高齢者の地域生活支援には、公的なサービスとボランティアや地域住民などによる支援活動が車の両輪として円滑に提供されることが必要であることから、行政は住民に対して幅広い参加を得ながら、協働・連携体制の構築を図ります。

■団体など

老人クラブや民生委員・児童委員、ボランティア団体などについては、ボランティア活動や交流活動、見守り活動、訪問活動などの福祉活動を通じて、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していくことが期待されます。

また、社会福祉協議会については、ボランティア活動の調整役として、また、福祉コミュニティ、地域福祉の推進役としての役割が期待されます。

■地域

地域では、自治会などの住民組織を中心に、地域行事や健康づくり、生涯学習・スポーツ活動、文化活動などを通じて高齢者同士や世代間交流を図るとともに、孤立や閉じこもりの防止、また支援を必要とする高齢者などの見守り、在宅介護支援の体制づくりの協力・連携が求められます。

(3) 三重県及び国との連携

計画の推進にあたっては、介護保険サービス、保健福祉サービスの供給について、広域での調整の下に整備を図る必要があることから、三重県や国との連携を推進し、サービス調整や効果的なサービス基盤の整備など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応していきます。

2. 計画の進行管理

(1) 進捗状況の把握・評価

度会町における高齢者施策を総合的に推進していくためには、計画の進捗状況の点検及び評価・分析は不可欠であり、「計画（Plan）－実施・実行（Do）－点検・評価（Check）－改善（Action）」の「PDCAマネジメントサイクル」に基づく、計画の進行管理を強化していくことが必要となります。

また、介護保険制度を円滑に進めるため、計画の進行・進捗に関する情報を総合的に取りまとめるとともに、新たな課題への対応、事業評価などを推進していくことが求められます。

そこで、度会町地域福祉計画等推進委員会では、度会町における介護保険サービスの利用者、サービス供給量などの基礎的なデータの収集、住民ニーズ、利用者満足度などの質的情報の把握などを実施するとともに、事業全体の進行・進捗の把握・確認を行い、既存の施策の調整や新たな課題の検討などに取り組んでいきます。

また、計画の進行・進捗に関する情報や検討・評価の結果などについては、定期的に報告を行い、広く公表できるよう努めます。

(2) 計画の見直し

今回計画の最終年度にあたる平成 29 年度は、次期計画策定の年度にあたります。そのため、社会福祉制度をめぐる情勢の変化や住民、団体や関連機関、地域から聴取した意見・提言を取り入れ、必要な見直しを行い、度会町の高齢者福祉のさらなる推進を図ります。

資料編

1. 度会町介護保険事業計画等策定の経過

日時	内容
第1回 平成26年10月16日(木) 15:30～	・委員委嘱 ・アンケート調査実施の報告 ・計画骨子について
第2回 平成26年11月26日(水) 19:00～	・計画素案について ・介護保険料について
第3回 平成27年1月29日(木) 14:00～	・計画原案(最終案)について ・パブリックコメントの確認 ・計画の概要版について

2. パブリックコメントの実施について

計画策定にあたっては、広く住民から意見を聴取し計画に反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

○実施期間:平成26年12月22日(月)～平成27年1月5日(月)

3. 度会町保健福祉事業計画策定委員会委員名簿

委員の区分	役職名	氏名
学識経験者	町議会産業福祉常任委員会 委員長	濱岡 裕之
福祉関係者	度会町民生・児童委員協議会 会長	山下 良子
医療関係者	森本医院 院長	森本 幸己
住民代表		山下 隆二
住民代表		坂本 裕
関係団体(障害)	度会町手をつなぐ親の会 会長	溝口 周生
関係団体(障害)	障害者相談支援センタープレス 所長	笠松 成夫
関係団体(地域福祉)	度会町社会福祉協議会 事務局長	中村 正樹
関係団体(介護)	度会町居宅介護支援事業所 管理者	森本 よしみ
行政関係者	総務課長	西岡 一義
行政関係者	政策調整室長	中井 宏明
保健関係者(行政)	保健師	山下 弓子

度 会 町
第6期介護保険事業計画
及び高齢者福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月
発行・編集 度会町 福祉保健課

〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋 1215-1
電話 0596-62-2413 FAX 0596-62-1138